

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月26日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。			
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス		
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	有 ・ 無		
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)			
A. 6月26日(金) 13:30~17:15	第1希望の日及び時間帯	6/26	
B. 6月26日(金) 17:35~20:00			
C. 6月27日(土) 10:15~12:00	13:30~17:15		
D. 6月27日(土) 12:45~18:00	第2希望の日及び時間帯	6/27	
※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		10:15~12:00	
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)			

国土交通省

総収 第211号

27.5.26

(意見の要旨記載欄)

ハッ場ダム本体工事実施に伴う土地収用法施行は、地元長野原町はもちろん下流都県にあって、ハッ場ダムは不要なものであり反対するものです。

1ハッ場ダムは現地長野原町にとって必要のないものです。

1952年(昭和27年)：建設省は長野原町にダム調査を通知

1953年(昭和28年)：ダム建設反対の住民大会が開かれる。

その後ダム計画の一時中断などを含め反対運動も休止。

1965年(昭和40年)：建設省はダム建設を再度発表。地元は「反対期成同盟」を結成。

1992年(平成4年)：「反対期成同盟」は「対策既成同盟」に変更。反対運動終息。

以上見られるように、ハッ場ダム建設に地元長野原町住民は反対をしてきた歴史があります。このことは、ハッ場ダムは下流都県のためのものであって、長野原町および住民のためのものではないことは明らかです。

つまり、地元長野原町の住民の方々は、下流都県の治水・利水のために自らの故郷の水没、地域社会の毀損を受入れたものと思います。では、地元の方々の知らされた下流都県のためとは本当なのか、以下地元なるがゆえに知らされていない真実を述べます。

2ハッ場ダムの洪水低減効果はわずかでしかなく。下流都県にとっても無用です。

ハッ場ダム建設の必要は利根川の基本高水(計画対象洪水)に基づいています。その根拠をなすのはカスリーン台風の洪水流量ですが、2005年5月28日の衆議院予算委員会の政府答弁は「カスリーン台風が再来してもハッ場ダムの治水効果はゼロ」としています。同様に2008年5月27日の政府答弁も明言しています。一方、カスリーン台風以外の洪水パターンを考えてみた場合、ハッ場ダムが利根川治水上意味をもつパターンがあることは確かです。しかしそのパターンは過去の主要12洪水中、昭和34年型洪水が大規模化した場合のみです。その場合でも、有益の程度は治水基準点・八斗島の堤防余裕高2mの中で、わずか十数センチの水位の低減をもたらすに過ぎません。

3過去65年間、利根川と江戸川の本川は一度も越疏していません。

それでも国交省は洪水被害額は年平均4820億円にもなるとしています。

国交省はハッ場ダムがない場合の利根川と江戸川本川の越疏による洪水想定被害額は年平均で4820億円にもなるとしています。しかし、1950年(昭和25年)から今日まで65年間一度も越疏はありません。つまり被害額ゼロを年平均4820億円としています。ハッ場ダムを造るためには虚言も辞さない恐ろしさを感じます。

4下流都県の都市用水の減少は20年間でハッ場ダムの供給水量の約2倍。

利水から見てもハッ場ダムは不要です。

ハッ場ダムは下流都県に水道用水と工業用水を合わせて日量143万トン供給する計画です。しかし、下流都県の水需要は減少の一途をたどり、1992年～2012年の20年間で水道用水は日量200万トン、工業用水は80万トン、合計280万トンも減少しています。ハッ場ダムの供給水量は143万トンですから約2倍近くにもなります。今後人口減少は急速に進みます。ハッ場ダムの必要はまったくありません。

茨城県民としてお尋ねします。

① 茨城県のハッ場ダムの治水負担金は124億円になります。負担する根拠は河川法63条の1に規定する「著しい利益」が有るか否かです。国交省はハッ場ダムの洪水低減効果を、利根川・江戸川河川整備計画において8洪水の1/70引き伸ばし計算の平均として利根川の治水基準点・八斗島で毎秒1176トンとし、下流の茨城県取手付近では10分の1程度に治水効果は落ちるとしています。実際に茨城県の古河、取手、神栖地点でそれぞれ何ミリの低減効果があるのでしょうか。ちなみに、茨城県は「国から知らされていない」としながら治水上もハッ場ダムは必要としています。

② 茨城県は2011年10月ハッ場ダム検証の場に、長期水需給計画として2007年に策定した「いばらき水のマスタープラン」を提出しました。同プランの達成年度である2020年の想定人口は297万人です。それに先立つ同年4月に発表した「茨城県基本計画」では2020年想定人口を285万人としています。茨城県は確信犯的に大きな数字を提出し、検証の場は利水も必要としました。この行為と結果をどう見ますか。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
 - ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
 - ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
 - ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
 - ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。
-
-

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

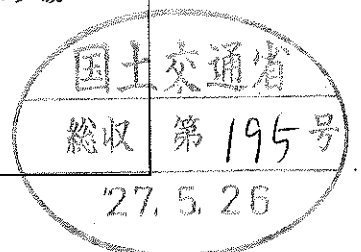
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月22日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出の場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	氏名 住所
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出の場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法	
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	有 ・ (無)
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)	
A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第1希望の日及び時間帯 第2希望の日及び時間帯
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。	
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) これまで、大変な思いをしてきた我々地元住民達が、一日も早く八ッ場ダムの完成を願っているということについて、公述いたします。	



(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第93号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月22日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）		（代表者名） 電話番号 [REDACTED] FAX番号 電子メールアドレス	
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） ① 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ② 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）		有 ・ 無 ☒	
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。）			
A. 6月26日（金）13:30～17:15 B. 6月26日（金）17:35～20:00 C. 6月27日（土）10:15～12:00 D. 6月27日（土）12:45～18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		第1希望の日及び時間帯	A
		第2希望の日及び時間帯	
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） これまで、大変な思いをしてきた我々地元住民達が、一日も早く八ッ場ダムの完成を願っているということについて、公述いたします。			

(意見の要旨記載欄)

- ・ダム中止を発表されて以来、長野原町民から笑顔が消えてしまった。
- ・父（夫の）は先祖代々の畑を守るために、絶対反対であったが、長い年月の末、不満は残るが、下流都県の人たちのため、決意のもとに合意をした。
- ・水没のための移転に際し、お墓や思い出の残る家を残し、壊し、故郷を無くしてしまう事の罪悪感に苛まれた。
- ・先祖が眠る墓地の掘り起こした際には胸を痛め、父と夫の骨壺を抱き、絶対にダムは完成させるからと、涙を流した。
- ・長野原町からは、多くの人が転出してしまい、町は過疎化となったが、転出した人々は、ダムができればあきらめがつく、できなければ故郷への未練が残ってしまうから、是非ともダムを完成させてほしい。
- ・5歳の時にカスリーン台風を経験した。赤城白川の決壊により、家や家族が濁流に飲み込まれていくのを目の当たりにし、また、たくさんの死体が流れ着き、近くの公民館は死体の山となった。家族を捜す悲痛な叫び声が今でも耳から離れない。こんな思いは誰にもさせたくないという気持ちで、ダムに賛成をした。
- ・下流都県の知事達がダムの必要性を叫んでいるのは、下流都県の住民の命を守るためである。
- ・下流都県の住民の方々が、使用している水は水源県群馬のダムから流れ出しているものであり、ヒ素や酸性が高いという言葉に心を痛めている
- ・私たちの町に安らぎと笑顔を戻すためには、ハッ場ダム完成しかない。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となるできません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

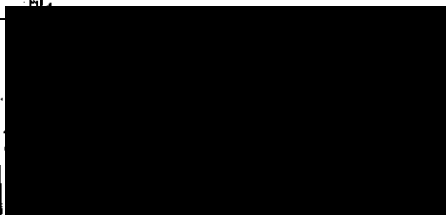
(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月26日

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		記 	
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）		（代表署名） 電話番号  FAX番号  電子メールアドレス @	
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）		有 ・ 無	
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。） A. 6月26日（金）13:30～17:15 B. 6月26日（金）17:35～20:00 C. 6月27日（土）10:15～12:00 D. 6月27日（土）12:45～18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知ください。			
		第1希望の日及び時間帯	26日15時頃
		第2希望の日及び時間帯	
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間			
※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べる事ができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標記の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）			

国土交通省

総収 第 205 号

27.5.26

(意見の要旨記載欄)

事業認定の事について、良く理解
出来ない点がありますので、説明を
求めたいと思っております。
宜しくお願いします。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(2枚のうち1枚目)

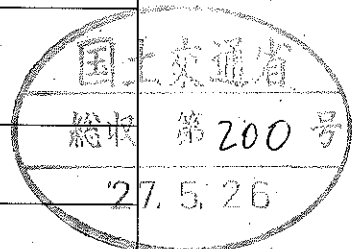
一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月25日

記	
1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 FAX番号 なし 電子メールアドレス
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ○ B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法	
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	○有 ・ 無
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)	
A. 6月26日(金) 13:30~17:15	第1希望の日及び時間帯
B. 6月26日(金) 17:35~20:00	26日
C. 6月27日(土) 10:15~12:00	14:00
D. 6月27日(土) 12:45~18:00	第2希望の日及び時間帯
※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	26日
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 ※○ 30分間を希望 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。	15:00
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)	



(意見の要旨記載欄) 【ハッ場ダムの審査内容に関する講演要旨を2編も添付します】

浅間山の火山活動が吾妻川・利根川流域に及ぼした影響について、20年ほど調査・研究してきた立場から、吾妻溪谷(ハッ場地区)にダムを建設する合理性を説明した裏付け資料の不備と問題点、湛水により起こりうる応桑岩屑なだれ堆積物(応桑層:OkDA)への影響、引き起こされる土砂災害の想定とこれに対する対策案の不備、さらに従前に提出した内陸地震に伴う過去の土砂災害履歴の認識と対策、浅間山・草津白根山の活動履歴からの指摘内容について国交省に質疑を求めます。

- 1 ハッ場ダムの堆砂量試算の問題点と意図的情報操作(不正)について
- 2 大規模な土砂移動に伴い発生した「天然ダムや土砂ダム」で、国交省河川部門が実施してきた最も有効な基本対策(土砂災害防止策)について、1つのみ回答を求めます
- 3 応桑岩屑なだれ堆積物(略称:応桑層OkDA)流下直前の浅間山の噴出物についての認識の有無
- 4 応桑層(OkDA)の特性把握のため実施した「水浸変形実験の結果」とこれに伴う「3つの防災対策」の基本的不備について
- 5 応桑層(OkDA)流下に伴う影響 ⇒ 複数の層位で形成されている地すべり面の存在と認識について
- 6 3.11.タスクフォース報告書と民主党【ハッ場ダム問題に関する部門意見】に対する国交省の考え方(平成23年12月12日作成)に見る【報告・回答】の不備について
■国交省の報告した応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)について見解を述べた専門家(OkDAの研究実績・発表・論文などがある人物)とは、どのような方ですか。ご教示ください
- 7 上湯原地区の川原湯新駅および周辺利用者の安全確保としての落石防止対策について
- 8 ハッ場ダムが、天明規模の浅間山噴火の際に防災上、役に立つとした根拠について(軽石噴火に伴う噴出量・土石流/泥流量・活動履歴から見たダムの存在リスク)
- 9 ハッ場ダム建設に伴う長野原町の土砂災害・被害想定。地震(例えば、昭和6年の北埼玉地震による吾妻溪谷の土砂災害)や火山噴火が伴った場合の流域自治体の被害想定と防災対策をお答えください
- 10 想定される土砂災害が発生した場合、ダム事業の全面中止とダム堤撤去。長年ダム事業で翻弄されてきた長野原町民の皆様が望む美しい吾妻溪谷へ必ず戻すこと(地元の中小土木関係事業者の方々らの手による復旧・復興事業)を確約しますか。
あわせて、事前に指摘された災害関係資料と問題点を知りながら無視し、十分な対策を取らずに事業推進を勧めた官僚の処分・有識者委員の交代や罷免を確約しますか。

1. 堆砂量試算の問題点
近頃分類

【要旨】 2012年 9月 日本火山学会 御代田町
行政災害－ハッ場ダム検証に見る国交省河川部門の不正報告（Ⅱ）

“Administrative disaster” About the fraud report of the Yanba dam verification
by the Ministry of Land, infrastructure and Transport river section , part（Ⅱ）

I はじめに

ハッ場ダム建設問題で実施された国交省・関東地方整備局の検証報告には、建設に不都合な資料を意図的に排除する情報操作が行われていた（大熊, 2011; 2011; 2012）。河川の有識者会議は、この指摘と事実を知らながら検証もせず放置し、建設推進の意見書を政府に報告した。

本発表では、ハッ場ダム建設に伴う応答岩層なだれ堆積物（OkDA）が引き起こす災害の想定を述べ、官僚が行政の裁量権を逸脱してダム推進の有識者会議を利用してずさんな検証を行っていたことを明らかにする。また、長野原町民が、罹災時に「想定外」という不利益を被ることなく生活基盤が完全保障されるよう、安全面を軽視してダム推進を導いた河川官僚・有識者会議座長の責任の所在を明らかにしておきたい。

II ハッ場ダムに伴う吾妻溪谷の被害想定

吾妻溪谷のOkDA分布地では、進行中と停止した古い地すべり、ブロック崩壊や深層崩壊の爪痕が各所で確認できた。これは、熱水変質地帯（小倉～ハッ場）へ瞬時に堆積したOkDA（層厚50m以上）の特性・不透水層の形成・地下水など水の挙動が関与した現象である（2011）。

OkDAは、火砕岩・降下物・湖成層など粒度組成が異なるメガブロックの集合体で構成された凝集力の乏しい堆積物であるため、飽和重量も様々に異なるものである。しかし、安全解析の水浸変形実験（20cm立方体を飽和させた変形率を20mブロック換算）では、ほとんど変形しないため安全という結論を導いている。これは、試料採取そのものが恣意的だった可能性が高い。

ダム湖面に接するOkDA分布地（林/上湯原/川原畑/打越/横壁/小倉など）の湛水後の被害進行は、水位を上下することで膨張と収縮・凍結と融解を繰り返し起こし⇒剥落と土砂流亡⇒柱状崩落や谷頭状ブロック崩壊（湖面津波）へとつながるだろう。さらに、OkDAで埋積された旧谷壁斜面（接地面）の間の地下水位を度々上下させることや地震動が伴えば、地すべりや深層崩壊が発生するだろう。事態の深刻化は、町民の生活基盤そのものを奪う可能性が高い。また、新駅裏の金華山（落差300mの断崖）からの落石は、上湯原全域をカバーしており、地すべりと共に駅利用者の安全確保が課題である。しかし国・県・JRは対策をほとんど考慮していない。

III ダム堆砂量の数字操作と運用・報告不正

ダム堆砂量は、ダムの利水・治水・防災上の有効性を左右する重要な要素であるが、ハッ場ダムの場合100年で1750万tと想定し、ダムは6千万～1億tが運用可能としている。しかし、その試算には活火山の浅間・草津白根山が活動しないことを前提に、吾妻川への土砂供給量が少ない草津側支流2つの砂防ダムの堆砂量を流域基準とし、最大の土砂供給源：浅間側のデータ・過去の中小噴火実績を全て排除していた。

3.11.を受け、防災面を指摘されると天明の泥流量が約1億tであることを理由に対処可能とする一方で、砂防予算7億円を計上した。しかし、推計1km³以上の天明の降下軽石・吾妻溪谷の地すべりと崩壊土石量・押さえ盛土量（＝総計1億t以上）など、運用実績に影響する土砂データも全て排除していた。3.11.タスクフォース報告の主旨「複合災害の視点」を無視して、ハッ場ダムが利水・治水・防災上の全てに役立つと結論付け、聴取した「研究者の権威」を形だけ利用し、関係住民には形式的パブリックコメントセレモニーを行い、前政権のダム推進の方針を情報操作で吞ませたのが実態だろう。

IV 地すべり偽装の実態と関連学会の役割

上湯原地区は、国と県が3つの地質断面を公表している。いずれもこの地区が過去に地すべりを起こしたことを裏付けるものである。独) 防災科研でも指定され、現地調査でも分裂低下したOkDAの堆積面高度は様々に異なる。裂谷内は水に乏しく、尾根状地形の先端崖から多数の湧水が確認できるなどOkDAに伴う巨大地すべりであることが裏付けられた (■■■■ 2011)。

しかし、国交省はダムに不都合な地すべり知見を隠蔽するため、蛇行地形⇒崖錐堆積物と見解を変遷させ、新たに指摘された地学的知見まで排除して、住民と利用者の安全を軽視するなど、公僕として公的責任を果たす意思は存在しない。

3.11.を受け、防災計画見直しの必要性が指摘される中、地学関連学会は、各地の大型事業計画に対して地域研究者を総動員し、真摯な検証結果を公表する必要があるのではないだろうか。

【要旨】 日本地理学会 秋季学術大会 2013年9月28日 福島大学

「行政災害」—ハッ場ダム検証に見る国交省河川部門の不正報告(Ⅲ)

"Administrative disaster" About the fraud report of the Yanba dam verification by the Ministry of Land, Infrastructure and Transport river section, part (Ⅲ)

キーワード: ハッ場ダム検証, 情報操作, 隠蔽, 捏造図, 地すべり, 不正報告

Key words: Verification of Yanba dam, information control, concealment, fabrication chart, landslide, fraud report

I はじめに

ハッ場ダム建設関連で実施された利根川・江戸川河川整備計画の報告は、不都合な資料を意図的に排除する情報操作や3.11.タスクフォース報告の主旨「複合災害の視点」を無視して短期間で作成された。有識者会議座長及びダム推進の各委員（日本学術会議部門委員・群馬大委員）は、捏造や情報操作した資料を容認し、河川官僚（泊 宏氏）らは、行政の裁量権を逸脱し、不正な報告に基づく意見取りまとめを行っていた（ 2012他）。本発表では、吾妻川流域住民がダム災害の罹災時に生活基盤が完全保障されるよう公正な検証を怠った関東地方整備局・有識者会議座長と利用者の安全を軽視したJR 東日本上越工事事務所の責任を明らかにしておきたい。

II 吾妻渓谷のOkDAに見る災害事例と履歴

吾妻渓谷では、連続雨量120mmを超えるとJR・国道を通行止めにする。これは、応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）に伴う土砂災害や土石流の危険が高まるからである。昭和6年西埼玉地震の際には地震動によって山崩れ200箇所、石垣崩壊50箇所が発生し、OkDAが凝集力の乏しい地層であることを裏付けている（熊谷測候所，1932）。この土石を水で飽和させ振動を与えれば、住民の生活基盤を奪う災害を引き起こし、ダムの埋積が急速に進むことは自明である。現在の吾妻渓谷で地すべりや崩壊が減少した理由は、水で飽和すると崩れやすいOkDAの基底よりも吾妻川が深く谷を刻み「水切り状態にしたこと」で地盤が安定したのである。この逆となるダムを造れば、災害が頻発することは必然である。

①ハッ場沢トンネルの変形: OkDA直下に掘削した天板が酸性の地下水を貯留するダムの役割を果たし、OkDAのが飽和状態となった。この結果、接合部からは炭酸カルシウムの析出が著しく、度々修復を行なっている。また、車両や隣接する吾妻線の振動で、本体にも縦横に亀裂が生じるなど、OkDAの不安定化によるトンネルの変形が確認できた。

②湖面3号橋脇: 付帯工事現場の崩壊と防災: 掘削された工事穴は、一時的に水が貯留された結果、OkDAの崩壊が発生し、導水パイプと擁壁を設けて崩落の進行を止めている。隣接の斜面林は、降雨の影響で崩れ落ちた状態にある。また、林地区南の断崖には、OkDAのブロック崩壊痕地が数多く、湛水後には同様の被害が想定される。事態の深刻化は、林地区全体で大規模な崩壊が発生するだろう。

湖面2号橋脇の「道の駅」はOkDAの深層崩壊地の崖際にあり、崩壊を免れた残存部の安全確保は、必要不可欠であるが防災工事は実施されていない。

③JR川原湯新駅の土砂災害（安全軽視の実態）上湯原の応桑層（OkDA）は地すべりで分裂低下し、堆積面は山側へ逆傾斜している。これで生じた凹地には崖錐堆積物や土石なだれの堆積物、古墳時代以降の土石流堆積物が観察できた。これらは、地すべりが発生し土砂災害が頻発したことを裏付ける証拠であり、国が「地すべりを全面否定した最終見解」が全くの偽りだったことを示すものである。この情報を伝えたJR東日本は、国交省と一体の考えで防災対策を十分に考慮せず新駅建設を進めるなど利用者の安全を最優先で考える対応を取っていない。OkDAの地すべりは、発生と同時に「山津波となって上湯原全域を襲った」事実を示すものであり、ダム建設がもたらす最悪の被害想定として再度指摘しておきたい。

III ダム堆砂量試算の情報操作と不正実態

ダム堆砂量は、利水・治水・防災上の有効性を左右する重要な要素であるが、ハッ場ダムの場合100年で1750万tと想定し、6千万-1億tが運用可能としてい

る。しかし、運用中に浅間（300-800年）、草津白根（1000年）の大噴火が想定で入るにもかかわらず、活動しない前提で試算をしていた。また、堆砂量を左右するウォッシュロード効果の実績では、同一条件下にある霧積ダムの計画比堆砂量は、 $196\text{m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ に対して $716.6\text{m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ と実績は3倍もの開きが認められた。一方、流域面積が同ダムの33倍あるハッ場ダムの計画比堆砂量は、土砂供給量が少ない草津側支流2つの砂防ダムの堆砂量を吾妻川全体の基準とし、最大の土砂供給源：浅間側のデータ・過去の噴火実績を全て排除するなどして $245\text{m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ と試算するなど不正な試算を行っていた。

Ⅳ「行政科学」が引き起こす災害と住民のリスク

吾妻溪谷は、適度な土砂流出で町民を守る天然の砂防機能を持っていたが、ダムの存在が噴火の際に高い罹災リスク与える結果となる。湛水すれば、湖面に接するOKDA各所で崩壊や地すべりを誘発すだろう。ダムに蓄積された土砂は、浅間山噴火の際には中之条～渋川～埼玉へと洪水や土砂災害を拡大化させるだろう。行政が、最新の研究成果を意図的に捻じ曲げて計画を実行すれば、公的機関が組織的に犯罪行為を実行したことに同じである。ハッ場ダム建設は、災害リスクを住民へ新たに負わせることになる。国は、防災上もダムを造らない選択肢しかないことを認識して速やかに住民を救済すべきだろう。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第83号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月22日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	氏名 住所
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) (A) 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法	
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	有 - (無)
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)	
A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第1希望の日及び時間帯 A 第2希望の日及び時間帯
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。	
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) 下流の方々の安心安全を確保するため、苦渋の決断を行い、ダム事業に協力してきたことについて、公述いたします。	

国土交通省

総収 第194号

27.5.26

(意見の要旨記載欄)

- ハッ場ダム事業については、先祖代々の田畑や家屋敷を失うこと
に対して、将来への生活不安を抱えながら長い間苦しみ悩み続け
てきた。下流の方々の安心安全を確保するために苦渋の決断をして、
ダムの早期完成に向けて最大限の協力をしてきた。
- 地元住人は自らの大切な時間を割いて、数え切れない程の話し合
いを行い、ダム建設工事に伴う対応や地域づくり、まちづくりな
どについて考えてきた。政権交代による事業の中止という事態を
乗り越えてようやくここまで来た。
- 道路や線路等のインフラや各種施設等の整備も進んでいる。また、
川原湯温泉等による観光客の誘致、雇用の創出による生活再建を
いち早く望んでおり、一刻も早くダムを完成させてほしい。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 8について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5に
ついて記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要
はありません。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5 月 26 日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	 							
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス							
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ○B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法								
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	○有 ・ 無							
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="162 1205 973 1361"> A. 6月26日（金）13：30～17：15 B. 6月26日（金）17：35～20：00 C. 6月27日（土）10：15～12：00 D. 6月27日（土）12：45～18：00 </td> <td data-bbox="973 1205 1236 1400"> 第1希望の日及び時間帯 </td> <td data-bbox="1236 1205 1340 1400"> A 13：30 ～16：00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 1361 973 1550"> ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。 </td> <td data-bbox="973 1400 1236 1550"> 第2希望の日及び時間帯 </td> <td data-bbox="1236 1400 1340 1550"> D 13：30 ～16：00 </td> </tr> </table>			A. 6月26日（金）13：30～17：15 B. 6月26日（金）17：35～20：00 C. 6月27日（土）10：15～12：00 D. 6月27日（土）12：45～18：00	第1希望の日及び時間帯	A 13：30 ～16：00	※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第2希望の日及び時間帯	D 13：30 ～16：00
A. 6月26日（金）13：30～17：15 B. 6月26日（金）17：35～20：00 C. 6月27日（土）10：15～12：00 D. 6月27日（土）12：45～18：00	第1希望の日及び時間帯	A 13：30 ～16：00						
※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第2希望の日及び時間帯	D 13：30 ～16：00						
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 ○30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。								



7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨）

※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。

なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。

※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）

（意見の要旨記載欄）

◎結論的要旨

ハッ場ダム事業は、①その経過（手続き）から見て極めて不当な手法が用いられていたこと、および、②治水・利水等からみて最早、ハッ場ダムを必要とする状況ではないこと、③ハッ場ダムは完成したとしても、水位変動でダム湖周辺の崩落を引き起こす可能性が高く、代替え地住民に日常的不安を与えること、から中止することを求めます。

◎以下、理由等

1：経過の問題

ハッ場ダム計画は1952年に端を発している。当初、地域挙げての反対運動が繰り広げられていた。しかしながら、いずれは水の底に沈むところ、ということで社会資本整備は意識的に手を抜かれるばかりか、そぎ取られていった。いわゆる行政圧迫である。行政圧迫はすさまじいものがあり、水没予定地のみならず長野原町としてもハッ場ダム事業に同意を与えなければならない状況に追い込まれた。これ以上の地域社会破壊を防ぐための、いわゆるブリアガリ方式採用で、公式な反対運動は矛を収めた。ただし、「ブリアガリ方式はうまくいかない。ここの山はすべて崩落しやすいからだ。」という警告が住民から発せられていた事実も紹介しておく。

ここで先ず問題なのは、国と群馬県からの執拗な行政圧迫である。当初の反対理由は、「ハッ場ダム水没予定地住民が、大都会の犠牲になるなんてあまりに不条理」であった。その反対を押しつぶしたのが、行政圧迫である。反対派の町長が「反対を貫くことで、草津町民が不幸になってしまう。しかし、水没予定地住民を犠牲にしてはならない」と判断せざるを得なかった。ここまで追いやる手法が許されて良いのか、大都会のために水没予定地住民は犠牲にならないかなければならないのか、この問題は今こそ明確にしなければならない。あわせて、「ブリアガリ方式」を採用したが、果たして地盤が悪く、その整備は遅れに遅れた。最早、限界集落を越えてしまっている。現在でも地盤の問題は解決していない。ダム湖になり、水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地崩落が懸念されている。

次に、時間が大きく経過し、社会状況と利根川整備状況が大きく変わり、受益予定者の利水面・治水面での必要性は喪失した。そうした状況もあり、受益予定都県住民がハッ場ダム計画見直しを国と受益予定自治体に求めた。訴訟も起きている。反対理由は「無駄な公共事業で水没予定地を破壊するな」である。勿論その底辺には、「大都会の犠牲にするのは不条理」が流れている。そうしてもう一つ、ハッ場ダムは夏期、水位が大きく低下することと、上流からの酪農排水と草津温泉など旅館街からの排水などで湖水水質が富栄養化してプランクトンの異常繁殖することで、ダム湖は観光資源にはならないことも明らかにした。

代替え地造成が始まるや、地盤の問題は浮上した。今の反対理由には、「代替え地住民に危険を与えるな」が加わる。

ハッ場ダムの経過を見ただけで、たくさんの疑問が提示されていたことが判る。それらを下記のように箇条書きで整理する。

- ① ハッ場ダム水没予定地住民が、何故、大都会の犠牲にならないかなければならないのか？
- ② ハッ場ダム水没予定地住民と長野原町は、ダムに反対することで生活できなくなっていったのは何故か？
- ③ 住民からその実現に疑問を呈されていたブリアガリ方式を採用した時点で、技術的な保証はあったのか？ どのような調査・検討をしたのか？

- ④ ダム湖になり、水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地で崩落が起きることはないのか？
- ⑤ ハッ場ダムを必要とするほど、1都6県は水道水源に不足を来しているのか？
- ⑥ ハッ場ダムを必要とするほど、向こう20～30年先に1都6県は水道水源に不足を来すのか？
- ⑦ ハッ場ダムによる治水効果は数値として明らかにされているのか？

2：ハッ場ダム中止を求める理由 同時に起業庁への質問・見解要請（○の部分）

- ① ハッ場ダム水没予定地住民が、何故、大都会の犠牲にならなければならないのか？
- ☆ その答えは、NO！である。ハッ場ダム水没予定地住民が大都会の犠牲にならなければならない理由は何一つない。
- 理由があるとするならば、企業者はその理由を具体的に述べられたい。
- ② ハッ場ダム水没予定地住民と長野原町は、ダムに反対することで生活できなくなっていったのは何故か？
- いずれはダムの底に沈むところであるから、として社会資本整備は意識的に手を抜かれるばかりか、そぎ取られていったからである。起業庁の見解を示されたい。
- ③ 住民からその実現に疑問を呈されていたズリアガリ方式を採用した時点で、技術的な保障はとれていたのか？ どのような調査・検討をしたのか？
- これについては何も明らかにされていない。起業庁の回答・説明を求める。
- ④ ダム湖になり、水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地で崩落が起きることはないのか？
- ☆ この問題は専門家から危険性が指摘されている。宅地開発法では許されないスケールの人工盛土の上に代替え地を造成している。切り土の方は熱性変質土が存在しているところもあり、アンカー止めているが、熱性変質土の強い酸性で、アンカーが溶解してしまうのは時間の問題である。
- ☆ イタリアのパイオントダムは山津波に襲われ、ダム湖からの一瞬の溢水で2,000人以上が犠牲になっている。この惨事をハッ場ダムに直接置き換えることはできないが、最悪のことを想定して対処方法を考えておかなければならないという警告をこの惨事は発している。
- ☆ 実際、ハッ場ダム湖が湛水後に繰り返し運用する水位変動で、その周囲が崩落した場合、最大でどの程度の量の土砂がダム湖に崩落するのか、また、そのときにどのような対応が考えられるのかを想定しておく必要がある。
- 起業庁は、科学的な根拠に基づいて、最大でどの程度の量の土砂がダム湖に崩落すると考えているのか、及び、その場合の対応方法について示されたい。
- ⑤ ハッ場ダムを必要とするほど、1都6県は水道水源に不足を来しているのか？
- ハッ場ダムを必要とするほど、向こう20～30年先に1都6県は水道水源に不足を来すのか？
- ☆ 利根川流域6都県全体の上水道の一日最大給水量は1992年度以降、ほぼ減少の一端を辿り、2012年度までの20年間に約200万 m^3 /日も減少した。この減少量はハッ場ダムの開発水量の約1.4倍にもなる。工業用水も同様で、この20年間に約80万 m^3 /日減少した。合計で約280万 m^3 /日減少の減少であり、ハッ場ダムの開発水量の約2倍にあたる。すなわち、ハッ場ダムが持つ利水上の役割は、すでに終わっているのである。
- ☆ これからは人口の減少、節水機器・システムのさらなる普及が確実なことから、将来にわたって、水需要が上昇することは想定できない。よって、将来共に、利水目的のハッ場ダムは不要である。
- 起業庁は、この2つの指摘を認めないのであれば、その科学的根拠と共に、数値をつけた反論をされたい。
- ⑥ ハッ場ダムによる治水効果は数値として明らかにされているのか？

- 事業認定申請書に記載されている、平成10年9月、さらには同19年9月の洪水によって生じた、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害は、ハッ場ダムがあれば防ぐことができたのか明らかにされたい。
- 河川整備計画では治水目標流量を17,000m³/秒、河道流下能力を14,000m³/秒としている。河道流下能力を計画高水流量16,500m³/秒にまで整備すれば、ハッ場ダムは不要となる。河川整備計画で河道流下能力を14,000m³/秒としているのは何故か？理由を具体的に示されたい。
- 併せて、現状で計画高水流量16,500m³/秒洪水に対応できない区間とその区間の稼働状況を明らかにされたい。
- 併せて、河道流下能力が計画高水流量16,500m³/秒洪水に対応できるように整備されるのはいつ頃の予定か示されたい。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

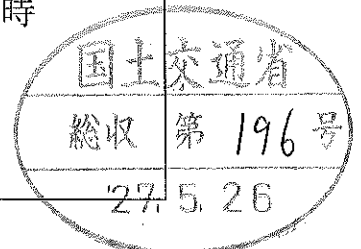
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月22日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出の場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		氏名	
		住所	
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出の場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)		(代表者名) 電話番号	
		FAX番号	
		電子メールアドレス	
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)		有 ・ (無)	
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)			
A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		第1希望の日及び時間帯	A
		第2希望の日及び時間帯	
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ダム事業への協力から新たな生活に至るまでの経緯を当時の苦労話を踏まえ、公述いたします。			



(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月22日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]				
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）		（代表者名） 電話番号 [REDACTED] FAX番号 電子メールアドレス				
3. 希望される公述の方法 （いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法						
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 （○をつけてください。）		有 ・ 無				
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。）						
A. 6月26日（金）13:30～17:15 B. 6月26日（金）17:35～20:00 C. 6月27日（土）10:15～12:00 D. 6月27日（土）12:45～18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		<table border="1"> <tr> <td>第1希望の日及び時間帯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第2希望の日及び時間帯</td> <td></td> </tr> </table>	第1希望の日及び時間帯	A	第2希望の日及び時間帯	
第1希望の日及び時間帯	A					
第2希望の日及び時間帯						
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。						
7. 意見の要旨 （自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ダム事業への協力から新たな生活に至るまでの経緯を当時の苦労話を踏まえ、公述いたします。						

(意見の要旨記載欄)

- ・私が、小学校高学年の頃から、学校の通学路、学校の入り口などに、ムシロ旗に「ダム絶対反対」の文字が書かれていました。
- ・反対闘争も30年近く続き、隣同士でも話が出来なかった事を後で知りました。
- ・その後、県が提案した、生活再建案の説明を聞き、条件付で受け入れる事に。これも、下流都県の実望が強く、地元民は受け入れざるを得なかった。今では犠牲に。
- ・平成4年に基本計画の調印式が関係者多数出席し長野原町で開催されました。その後、工事道路、代替地等も順調に進捗し、いよいよ家屋等の移転へ。
- ・代替地も出来ない人達は、町外へ、お前、我々の今までの悩んだ事が解るか、10日間位、夜も寝ずに、家族とで話し合い、先途代々守ってきた、家、土地を手放して、町外へ移転した気持ちなど解るはずない。こんな、悩み、苦しんだ事、私涙が出た。
- ・代替地、道路等で造成され、ハッ場バイパス145号も工事が順調に施工され、ある会社、私の家、倉庫等も移転をせざるを得ない状況、会社は仮移転、私の行く代替地は一部出来ていたの、倉庫を借りて、家、倉庫の中身を、仮倉庫へ、住むところは、妻の応桑の自宅が空いていたので、3人で、妻、子供は会社へ通勤、私も仮の倉庫へ、2年間通いました。応桑は冬は雪が多く、朝5時頃から雪かきをし、大変な2年間でした。大事な事を話させて頂きます。会社や私の家が解体され、整地も済み、なんと言われたか、皆さん解りますか、解らないですよね、実はやっと解体したねと言われました。皆さんなら、どう受け止めますか。
- ・皆さんの気持ちも良く解りますが、60数年悩み、苦しめられ、ダム本体工事が完成しても水が貯水出来なければ、下流都県もがっかりするので、解ってほしいです。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となるできません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

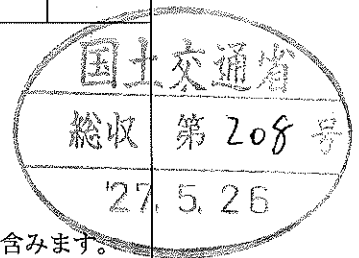
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月26日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	 										
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス										
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ○B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法											
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	○有 ・ 無										
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="162 1205 981 1249">A. 6月26日（金）13:30～17:15</td> <td data-bbox="981 1205 1252 1283" rowspan="2">第1希望の日及び時間帯</td> <td data-bbox="1252 1205 1348 1249">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 1249 981 1283">B. 6月26日（金）17:35～20:00</td> <td data-bbox="1252 1249 1348 1283">C</td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 1283 981 1328">C. 6月27日（土）10:15～12:00</td> <td data-bbox="981 1328 1252 1406" rowspan="2">第2希望の日及び時間帯</td> <td data-bbox="1252 1328 1348 1361">D</td> </tr> <tr> <td data-bbox="162 1328 981 1361">D. 6月27日（土）12:45～18:00</td> <td data-bbox="1252 1361 1348 1406">B</td> </tr> </table> ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		A. 6月26日（金）13:30～17:15	第1希望の日及び時間帯	A	B. 6月26日（金）17:35～20:00	C	C. 6月27日（土）10:15～12:00	第2希望の日及び時間帯	D	D. 6月27日（土）12:45～18:00	B
A. 6月26日（金）13:30～17:15	第1希望の日及び時間帯	A									
B. 6月26日（金）17:35～20:00		C									
C. 6月27日（土）10:15～12:00	第2希望の日及び時間帯	D									
D. 6月27日（土）12:45～18:00		B									
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 ○30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるのできる時間を決定しますので、御留意願います。											
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）											



(意見の要旨記載欄)

ハッ場ダム建設工事は、土地収用法第二十条が定める、事業遂行により失われる利益をはるかに上回る公益性があるとは認められないことから、事業認定に反対します。

・ハッ場ダム事業による損失

構想発表から63年目となるハッ場ダム事業は、破壊された水没予定地住民の生活を再建する為に「現地再建ずり上がり方式」を掲げたものの、机上の代替地計画は地形地質に無理があり、これまでに住民の四分の三以上の世帯が流出したことからも明らかなように、地域社会と何世代にもわたる住民の犠牲は計り知れないものがあります。

ハッ場ダムは国の名勝・吾妻溪谷をダム本体建設地とし、溪谷上流部と天然記念物・川原湯岩脈、自然湧出の川原湯温泉の旧源泉「元の湯」などを沈めます。急峻な岩壁と自然林が織りなす景観と山懐のいで湯に若山牧水をはじめ多くの文人、そして数多くの観光客が魅了され、癒されてきました。

ダム予定地には鳥類の生態系の頂点に位置するクマタカ等が営巣し、カザグルマが自生しているほか、絶滅が危惧される多くの動植物が生息しています。環境の世紀といわれる今日、こうした地域をダム湖に沈めることは、時代の要請に逆行するものと言わなければなりません。

水没予定地は天明三（1783）年の浅間山大噴火によって発生した泥流が覆った土地でもあり、全域が遺跡であると言っても過言ではありません。同地で出土しつつある夥しい天明浅間災害遺跡は、未曾有の災害に遭遇した瞬間の村人の生活のあり様や災害からの復興の軌跡をまざまざと蘇らせる貴重な歴史遺産です。天明泥流の下からは縄文各期の遺跡が出土しており、考古学の専門家は八ヶ岳山麓の「縄文王国」に匹敵すると評価するほどです。

ダム本体工事が進められることにより、地域社会、自然、歴史遺産の破壊が一層進むことを危惧せざるをえません。

一方、ハッ場ダムの建設目的は、①利根川の洪水調節 ②都市用水の供給 ③流水の正常な機能の維持 ④水力発電 とされますが、

①について、関東地方整備局はハッ場ダムが事業費に見合う洪水調節効果を発揮するという科学的な根拠を示していません。

②関係都県では水需要が年々減少する中、人口減少時代を迎えて新たな水源開発の必要性は皆無です。群馬県では、ハッ場ダム事業により豊富で水質の良い地下水を水道用水に使う割合を減らされ、百害あって一利なしと言っても過言ではありません。

③（株）東京電力松谷発電所が2012年に水利権の更新時期を迎えたことで目的そのものを喪失しています。

④吾妻川のダム予定地下流では東京電力の発電所が現在発電を行っており、ハッ場ダムに水を貯めるようになると発電量が大幅に減少します。その発電減少量は群馬県営ハッ場発電所が生み出す発電量よりはるかに大きいので、ハッ場ダムの「発電」は目的の体をなしていません。

上述したように、かけがえのない土地を失うことによる損失を上回る建設目的を見出すことは到底できず、住民を強制的に故郷から立ち退かせる事業認定は、将来に大きな禍根を残すものと考えます。

国交省への質問

○ハッ場ダム事業における安全確保について

1. ダム本体工事について

(1) 当初、ハッ場ダムのダムサイトは吾妻溪谷下流部に計画されましたが、1973年に

600メートル上流の現地点に変更されました。しかし、1970年の63回国会では、政府は現地点がダム建設地としてはきわめて不適切である旨を答弁し、当時の建設省が溪谷上流案に消極的であったことが以下の国会議事録からも確認できます。

①「熱変質をした地質がずっと続いているものと考えられるということで、ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定」。

②「その付近に河床を横断する3メートル幅の岩の断層があるということで、……ダムが非常に不安定」

③「岩盤に節理が非常に多いということで、……大型ダムの建設場所としてはきわめて不安な状況」

こうした認識がありながら、どのような根拠でダムサイト予定地を現在地に変更したのか、また、1970年の国会で政府が述べていた上記①、②、③の問題をそれぞれどのように解決するのかを具体的に明らかにして下さい。

(2) 2008年のダム計画の変更により、コスト縮減を理由にダム本体の設計変更が行われました。ダム本体の掘削深度を18mから3mに、ダム本体のコンクリート量も半分以上に減らすということですが、ダム本体工事の設計はどのように変更されたのか、データでお示し下さい。

(3) ダム本体工事の大幅な設計変更、縮小がどのような地質調査の結果として行われることになったのか、具体的にお示し下さい。

(4) 現在、ダムサイト予定地では本体工事が始まっていますが、基礎掘削の結果、熱水変質帯が想定外に広がっていたり、岩盤の節理が予想外に深刻であった場合は、ダム本体工事の設計変更を改めて行うのか、明らかにして下さい。

○ダム湖予定地周辺の安全性について

ハッ場ダム予定地周辺は熱水変質帯、応桑岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム本体完成後、貯水位を上下させれば、地すべりを誘発するのではないかと心配されています。

(1) 国交省関東地方整備局はホームページ等で、平成8年度～12年度に検討した結果、ダム湖予定地周辺で地すべりの可能性があるところが22か所あったとしています。この22か所にはそれぞれ、地質上どのような問題があり、地すべりの可能性があるかと判断されたのか明らかにして下さい。

(2) 現在のハッ場ダム建設事業では、地すべり対策工事が決まっているのは、すでに対策実施済みの横壁地区の小倉と、今後実施する予定の川原畑地区の二社平、林地区の勝沼の三カ所のみで、対策費用は合計5.8億円— ハッ場ダムの現在の総事業費4600億円の僅か約0.1%にすぎません。

平成23年の国交省によるハッ場ダムの検証報告では、地すべり対策の見直しが行われ、11地区で約110億円の費用が必要とされました、この地すべり対策の検討では、地震の影響は考慮されたのか、明らかにして下さい。

(3) ハッ場ダムの検証報告で地すべり対策が必要とされた11地区について、それぞれ場所、地質上の問題、地すべり対策の内容を具体的にお示し下さい。

(4) ハッ場ダムの地すべり対策のほとんどは、コストのかからない押え盛り土工法を採用すると聞きます。貯水池の水面下では、押さえ盛り土自体が浮力を受けるため、その効果が削がれ、湖面の水面変動や水流により、押さえ盛り土自体の変状が起きることも予想されます。変状は水面下であることから、確認が容易ではないという問題も指摘されています。これらの問題に対して、どのような対応を考えているのか明らかにして下さい。

(5) ハッ場ダムの検証報告では、代替地の安全対策についても見直しが行われ、代替地

の安全対策工が5地区で約40億円必要と試算されました。5地区それぞれについて、場所、どのような問題があるのか、安全対策工事の内容を明らかにして下さい。

(6) 上述のとおり、ハッ場ダムを検証で地すべり対策110億円、代替地の安全対策40億円、合わせて約150億円の費用が必要とされましたが、2013年のハッ場ダム基本計画変更では、事業費の増額はありませんでした。検証で示された新たな地すべり対策と代替地の安全対策は実施されるか、されないのか、お答え下さい。

(7) その後もハッ場ダム事業では、湛水のための地すべり対策のために2013年7月から、代替地の安全対策のために2014年2月からボーリング調査を行ってきましたが、その調査の結果、どのような地すべり対策と代替地の安全対策を実施することになったのかを明らかにして下さい。

(9) 奈良県の大滝ダムではダム本体完成後の試験湛水で深刻な地すべりが発生して、38戸が移転を余儀なくされ、その地すべり対策に308億円の費用がかかり、ダムの工期が9年延長されました。

ハッ場ダムにおいても、試験湛水中、ダム運用後に地すべり等の災害が発生する可能性があります。災害が発生した場合、だれがどのような責任をとるのか、また、ダム湖予周辺の住民がこうした災害によって被害をこうむった場合、国交省はどのような補償措置を講じるのか、具体的に明らかにして下さい。

○4月10日の事業認定の申請、4月13日から二週間の期間行われた長野原町役場における公告・縦覧について、国交省ハッ場ダム工事事務所はいつ、どのような形で、当事者である水没関係五地区住民に告知したのか、明らかにして下さい。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(全 16 枚のうち 1 枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

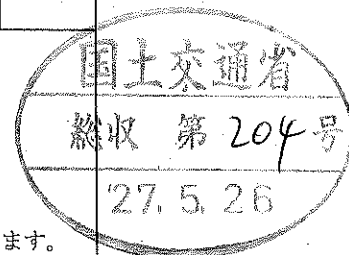
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成 27 年 5 月 26 日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は 3 名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方は FAX 番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 FAX 番号 電子メールアドレス	
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法		
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	有 ・ 無	
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第 1 希望及び第 2 希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)		
A. 6 月 26 日 (金) 13:30~17:15 B. 6 月 26 日 (金) 17:35~20:00 C. 6 月 27 日 (土) 10:15~12:00 D. 6 月 27 日 (土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		第 1 希望の日及び時間帯 A B 第 2 希望の日及び時間帯 D C
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10 分間 15 分間 20 分間 25 分間 30 分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。		
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨)		
※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)		



(意見の要旨記載欄)

1 意見の要旨

本件ハッ場ダム建設工事は、土地収用法第二十条（事業の認定の要件）の四「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」を満たす事業ではないので、事業認定を行ってはならない。

(1) 事業の必要性の喪失

本事業は①水道用水と工業用水の水源開発、②利根川の洪水対策、③吾妻川の流量維持、④発電の四つを目的としているが、いずれも必要性を喪失している。

水余りが一層進行する時代にハッ場ダムによる新規の水源開発は不要であり、また、ハッ場ダムは治水効果がわずかであるので、利根川の治水対策として意味を失っている。

さらに、

東京電力の松谷発電所の水利権更新で吾妻川の流量が維持されるので、③は目的そのものが失われてしまう。そして、ハッ場ダムによって東京電力・既設発電所の発電量が大きく減少するので、全体としての発電量はかなりのマイナスになる。

具体的には別紙1の1に述べるとおりで、ハッ場ダムの目的はいずれも虚構である。

(2) 自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出す事業

ハッ場ダムはかけがえのない自然を壊し、地すべり等の災害を誘発するダムである。さらに、吾妻川の水質を悪化させるなど、様々な問題をもたらすダムであるから、推進してはならない。

具体的には別紙1の2に述べるとおりで、ハッ場ダムがもし完成すれば、子孫にとって巨大な負の遺産となる。

2 起業者への質問

別紙2に記すとおり、ハッ場ダムの「治水目的」、「利水目的」、「流水の正常な機能の維持」の目的、「発電目的」それぞれの根拠と妥当性について起業者に質問するので、真摯に答えられたい。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

公述申出書の別紙 1 意見

1 事業の必要性の喪失

本事業は①水道用水と工業用水の水源開発、②利根川の洪水対策、③吾妻川の流量維持、④発電の四つを目的としているが、いずれも必要性が失われている。

(1) 水余りが一層進行する時代にハッ場ダムによる新規の水源開発は不要

ハッ場ダムは水道用水及び工業用水の水源を約 143 万 m^3 /日（通年換算の取水量ベースの数字）を開発して、利根川流域に供給することになっているが、利根川流域の水道用水、工業用水の需要は減り続けている。

利根川流域 6 都県全体の上水道の一日最大給水量は 1992 年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012 年度までの 20 年間に約 200 万 m^3 /日も減少した（図 1）。この減少量はハッ場ダムの開発水量の約 1.4 倍にもなる。工業用水も同様に、この 20 年間に約 80 万 m^3 /日減少した（図 2）。

最大の利水予定者である東京都水道を例にとれば、一日最大給水量は 1992 年度の 617 万 m^3 /日から 2014 年度の 465 万 m^3 /日へと、22 年間に 152 万 m^3 /日も減少してきた（図 3）。

ところが、同図のとおり、東京都水道局は 2015 年度以降は 600 万 m^3 /日近くまで急増するという架空予測を行って、ハッ場ダム等の新規水源が必要だと主張している。

図 1

利根川流域 6 都県の上水道の推移

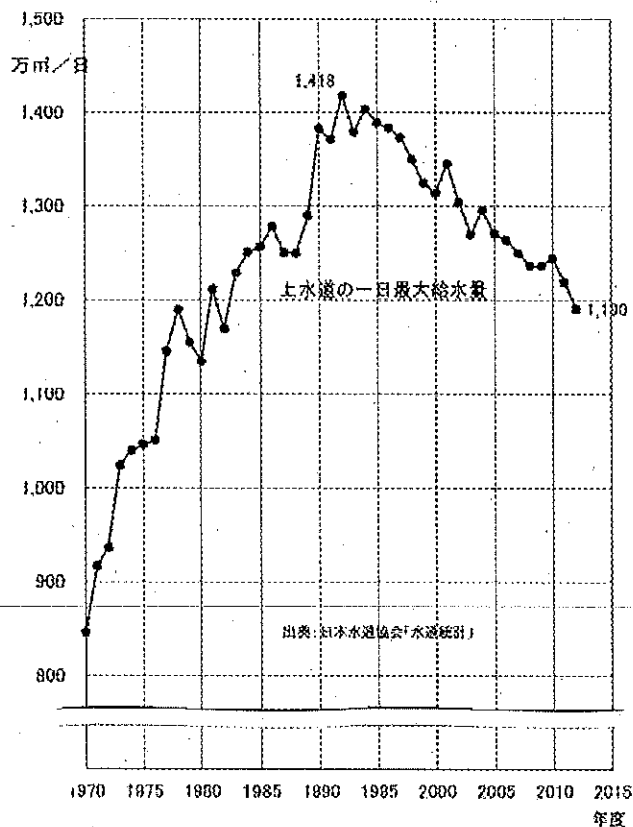
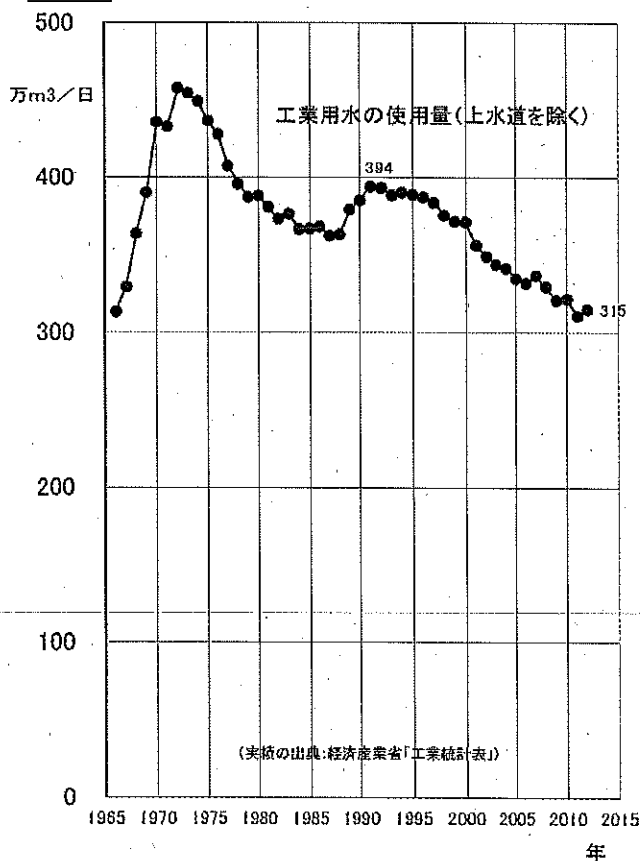


図 2

利根川流域 6 都県の工業用水の動向



ハッ場ダム事業に参画している群馬、埼玉、千葉、茨城の水道事業者、工業用水道事業者もこのような架空予測によって本来は不要なハッ場ダムの水源が必要であるかのように装っている。

一日最大給水量の減少傾向は節水型機器の普及等により、一人当たりの水量が減ってきたことによるものである(図4)。

2013年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計では、一極集中が進む東京都も2020年以降は人口が減少傾向となり、その後はかなりのスピードで減っていく(図5)。過去約20年間続いてきた一日最大給水量の減少傾向は、人口の減少によって拍車がかかり、今後も続いていくことは必至である。

東京都は利根川・荒川水系のダム建設等の水源開発事業に参画してきたことにより、すでに695万 m^3 /日という大量の水源を保有している。その結果、2014年度の余裕水源量は695万 m^3 /日-465万 m^3 /日=230万 m^3 /日に達している(図6)。

他の関係県も同様であって、過去の水源地開発事業によって十分な水源をすでに保有しており、水需要の減少傾向で水余りがますます進行していく状況になっている。

事業認定申請書21ページに示されているハッ場ダムの豊水暫定水利権は、ハッ場ダムへの参画を強制するために暫定扱いにされているものであり、実際には渇水時も支障なく取水できるものがほとんどを占めている。

図3 東京都水道の一日最大給水量の実績と予測

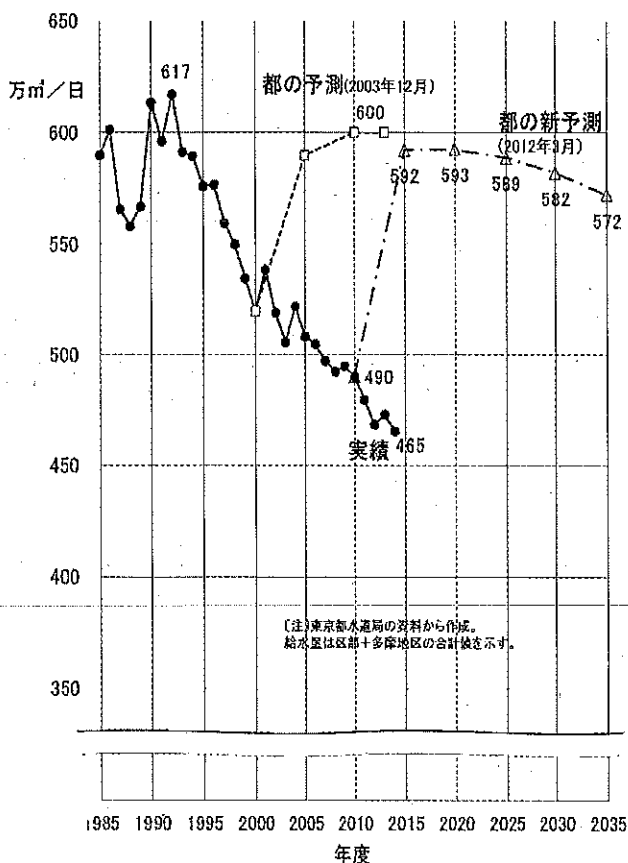
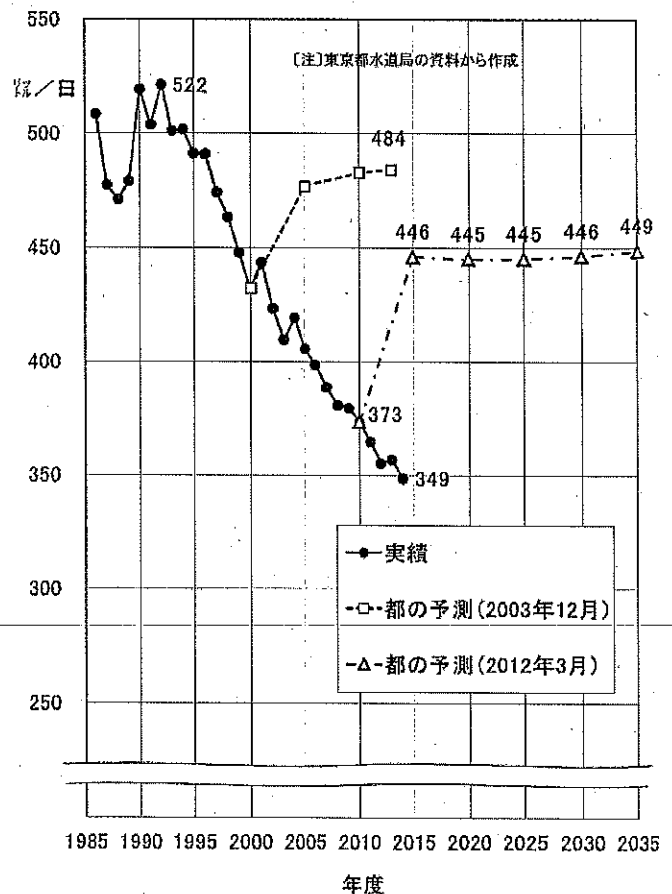


図4 東京都水道の一人一日最大給水量



以上のとおり、今後は水需要の一層の減少によって水余りがますます顕著になっていくので、八ッ場ダムによる新規の水源地開発は全く無用のものになっている。

図5 東京都水道の人口と給水人口(区部+多摩地区)

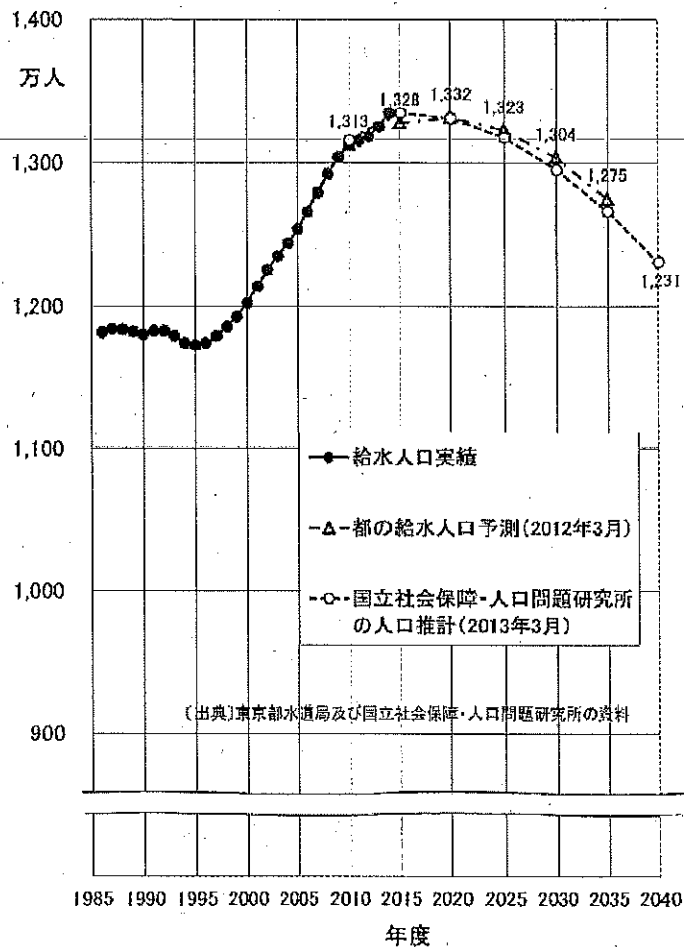
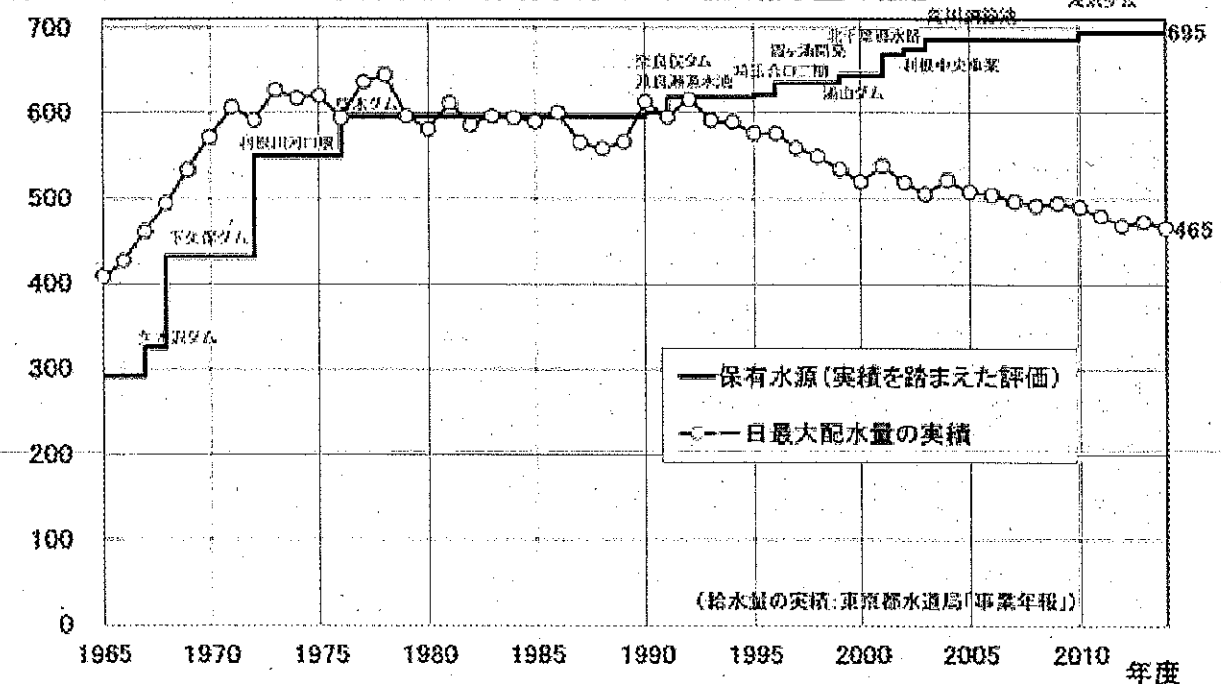


図6 東京都水道の保有水源と一日最大給水量の推移



(2) 利根川の治水対策として無意味なハッ場ダム

ハッ場ダムは吾妻川の洪水調節を行うことにより、利根川流域の浸水被害の防止に寄与することになっているが、この治水目的は無意味なものになっている。

ハッ場ダムの話の始まりは1947年に利根川流域に大きな被害をもたらしたカスリーン台風洪水にある。同洪水の再来に備えるという理由で、利根川上流に洪水調節ダムをいくつか造る計画が策定され、1952年にハッ場ダムの構想が浮上した。

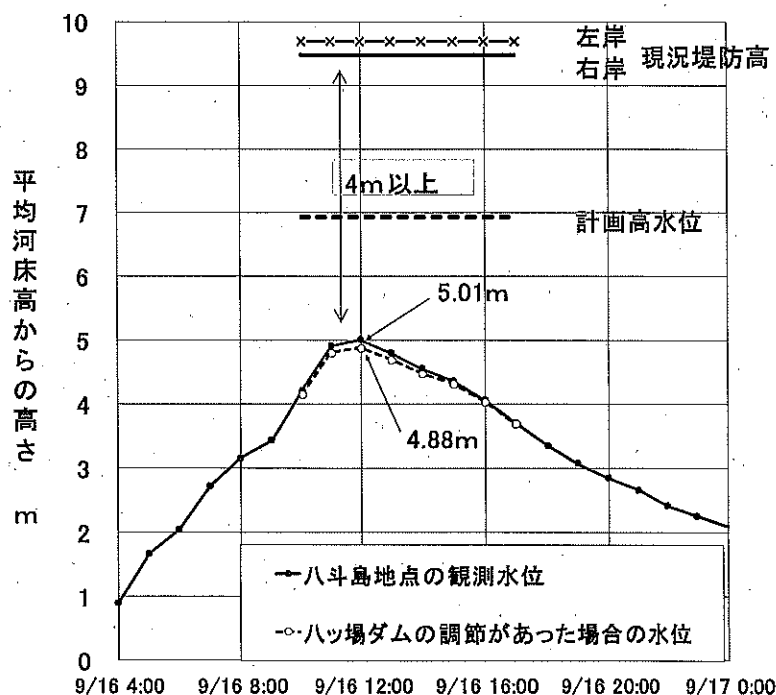
しかし、利根川はカスリーン台風後に河川改修がどんどん進められ、十分な流下能力を有するようになっている。河川改修の進捗により、利根川の本川（江戸川を含む）では過去65年間、洪水時の越流がなくなっている。

過去65年間で最大の洪水であった1998年洪水でさえ、治水の基準点「八斗島」（群馬県伊勢崎市）で堤防天端より4m以上も下を流れていた（図7）。この洪水でハッ場ダムがあったとしても、同図のとおり、その治水効果はせいぜい十数cm程度の水位低下であって小さなものであり、利根川の洪水対策として何の意味もなかった。

図7

利根川・八斗島地点でのハッ場ダムの効果

（過去65年間で最大の洪水（1998年10月洪水）の場合）



なお、事業認定申請書20ページに示されている昭和57年9月、平成10年9月、19年9月洪水の浸水被害はいずれも本川からの越流によるものではなく、ほとんど内水氾濫によるものであり、ハッ場ダムがあったとしても、何も軽減できない浸水被害である。そのようにハッ場ダムとは無関係の浸水被害を例示するのは欺瞞である。

さらに、カスリーン台風時にたとえハッ場ダムがあっても、ダム集水域は雨量が少なかったもので、その効果がゼロであったことも明らかになっている（朝日新聞2008年6月11日の記事を参照）。治水ダムとはその集水域に多くの雨が降るケースでしか機能しない、いわばギャンブル的な治水効果しか持たないものなのである。

「カスリーン台風」備えるはずが ハツ場ダム 効果なし

群馬県長野原町で計画されている「国営ハツ場ダム」について、「カスリーン台風並みの大雨に備えるために必要」と説明してきた国が、実際には、同台風と同じ降水パターンの際には治水効果がないと試算していることが10日分かった。民主党の石岡賢次衆院議員の質問主意書に対する政府答弁書で明らかになった。利根川流域の工部省が事業参加するはずのハツ場ダムの総事業費は4800億円、過去最大規模。計画は1982年に示された。その後、水没する住宅地や道路の代替地の造成などは進められてきたが、半世紀以上たった現在も本体の工事は始まっていない。主な目的は利水だが、近年は治水面が強調されるようになってきている。

治水の最大の根拠は、利根川のはんらんで約1100人が

群馬県長野原町で計画されている「国営ハツ場ダム」について、「カスリーン台風並みの大雨に備えるために必要」と説明してきた国が、実際には、同台風と同じ降水パターンの際には治水効果がないと試算していることが10日分かった。民主党の石岡賢次衆院議員の質問主意書に対する政府答弁書で明らかになった。利根川流域の工部省が事業参加するはずのハツ場ダムの総事業費は4800億円、過去最大規模。計画は1982年に示された。その後、水没する住宅地や道路の代替地の造成などは進められてきたが、半世紀以上たった現在も本体の工事は始まっていない。主な目的は利水だが、近年は治水面が強調されるようになってきている。

治水の最大の根拠は、利根川のはんらんで約1100人が



利根川には取り組むべき喫緊の治水対策がある。その一つは、利根川は洪水時に漏水して破堤の可能性がある脆弱な堤防が各所にあり、その堤防強化が急がれていることである。脆弱な堤防は国交省の調査で利根川本川では62%、江戸川では60%に及んでいる。

もう一つは内水氾濫対策である。最近の利根川流域における浸水被害は、利根川からの越流ではなく、降った雨が掃け切れずに溢れる内水氾濫（末端河川の氾濫を含む）であり、その対策が急がれている。

利根川の治水対策として無意味なハツ場ダムに巨額の河川予算を投じている場合ではない。利根川の流域住民の安全を確保するために、その予算を内水氾濫対策や脆弱な堤防の強化対策に回すべきである。

(3) 東電の発電所の水利権更新で意味を失う吾妻川の流量維持

ハツ場ダムの目的の一つ「流水の正常な機能の維持」とは、吾妻川の流量を毎秒2.4 m³以上に維持するものであるが、この流量維持は東京電力㈱の松谷発電所の水利権更新に伴って不要となるので、この目的そのものが喪失する。

吾妻川の晴天時の流量が現在少ないのは、松谷発電所が流量のほとんどを取水しているからである。2012年3月末で松谷発電所は水利権の更新を迎えた。1988年に発電用水利権の「ガイドライン」（「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」建設省河川局）ができたことにより、近年は水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられるようになった。松谷発電所も水利権更新に伴って、吾妻川の晴天時の流量が増加する。

東電は2012年2月24日に関東地方整備局に水利権許可申請書を提出し、さらに2013年4月26日に「松谷発電所水利権更新申請における河川維持流量の再検討について」を提出した。

それを読むと、吾妻川取水ダム（長野原取水堰）から毎秒1.727 m³を放流し、ハツ場ダムまでの残流域からの流入量0.673 m³/秒を合わせて、ハツ場ダム予定地で毎秒2.4 m³を

確保することになっている。

この水利権更新は現時点ではまだ関東地方整備局で審査中となっているため、東電は従前どおりの取水を続けているが、更新の許可が下りれば、吾妻川の流量を維持できるように取水量を減らすので、ハッ場ダム予定地で必要とされている2.4 m³/秒は確保されるようになる。

このように松谷発電所の水利権更新に伴って現在の吾妻川の減水状態は解消されるようになるので、ハッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的は喪失する。

それにしても、同じ関東地方整備局が松谷発電所の水利権更新を審査していて、その更新に伴ってハッ場ダムの目的の一つが喪失することを認識しているにもかかわらず、その事実を隠して関東地方整備局は事業認定申請を行っており、その不誠実性は大いに糾弾されるべきである。

(4) 逆に大きく減少する発電量

ハッ場ダムの発電目的は、群馬県がハッ場発電所をダムに併設して、利水や治水のために放流する水を利用して従属発電を行うもので、年間の計画発電量は4,100万kwhである。

しかし、吾妻川では東京電力㈱の松谷等の水力発電所で発電が行われており、ハッ場ダムが完成して吾妻川の水を貯留するようになると、水力発電所への送水量が大幅に減り、発電量が減少する。その影響は松谷発電所だけでなく、その下流にある原町・箱島・金井・渋川・佐久発電所にも及ぶ。

1998～2007年の10年間の吾妻川の実績流量を使って発電減少量を現状に合わせて計算すると、年間で17,700～20,500万kwhにもなり、ハッ場発電所の計画発電量の4～5倍になる。そして、この減電に対して高額な補償も必要になる。

このように、ハッ場ダムは電力を新たに生み出すものではない。ハッ場ダムは逆に吾妻川で得られている発電量を大幅に減らすものであり、発電という目的も虚構である。

以上述べたとおり、ハッ場ダム建設事業の四つの目的、①水道用水・工業用水の水源開発、②利根川の洪水対策、③吾妻川の流量維持、④発電はいずれも意味を失っているのである。

2 自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出す事業

ハッ場ダムはかけがえのない自然を壊し、地すべり等の災害を誘発するなど、様々な問題をもたらすダムであるから、その面からも推進してはならない事業である。

(1) かけがえのない自然の喪失

ハッ場ダム予定地にある国の名勝・吾妻溪谷は奇岩怪岩が立ち並ぶ3.5kmの溪谷で、その美しさから関東の耶馬溪とも称され、大勢の観光客が訪れてきた。その上流部1/4がダム本体工事の予定地であって、そこにはすでに高さ約30mの仮締切ダムがつくられ、溪谷の様相が大きく変わってしまった。

そして、ハッ場ダムができれば、破壊から免れる吾妻渓谷の中下流部も今の美しさを維持することができない。この渓谷の魅力は岩肌の美しさにあり、それは時折来る洪水が岩肌の表面を洗い流してくれるからであるが、ダムが洪水を貯留するようになれば、その機会が激減する。利根川水系の神流川に 1968 年に完成した下久保ダムの直下に三波石峡がある。三波石峡もかつては大勢の観光客が訪れる美しい渓谷があったが、下久保ダムで洪水の流下が遮られたことによって、岩肌をコケが覆い、草が茂って魅力が乏しい渓谷になり、観光客が大幅に減ってしまった。吾妻渓谷も同じ運命を辿ることになる。

吾妻渓谷だけではない。ダム予定地は国の天然記念物・川原湯岩脈をはじめとする類まれな景観に恵まれた地域であり、鳥類の生態系の頂点に位置するクマタカをはじめとして、絶滅が危惧される貴重な動植物が数多く生息・生育しているが、これらの動植物を育んできたかけがえのない自然がハッ場ダムによって失われてしまう。

(2) 水質悪化の原因となるハッ場ダム湖

ハッ場ダム予定地は吾妻川の中流部に位置するため、植物プランクトンの増殖要因である栄養塩類が多量に流れ込んでいる。利根川水系の既設ダムは上流部または最上流部に位置するため、ダム上流域の居住人口は数千人以下である。ところが、ハッ場ダム予定地の上流には約 2.5 万人が住み、更に草津温泉など、観光地がいくつもあるため、大勢の観光客が訪れる。さらに、北軽井沢で乳牛約 4,200 頭の酪農が営まれているため、排出される栄養塩類の量で換算すると、ダム上流域には合わせて約 20 万人の人が居住しているのに等しい(図 8)。このように多量の栄養塩類が流れ込む水を貯めれば、植物プランクトンの異常増殖が進行し、水質がひどく悪化することは必至である。

また、ハッ場ダムは、洪水調節容量が大きいので、7～9月の洪水調節期が近づくと、洪水を貯留できるように満水位から 28m も水位を下げる。渇水になれば、更に放流するため、満水位から最大 47m までの範囲で湖水位が低下する。そして、洪水調節期が終わっても、よほど雨が降り続かないと、湖水位が下がったままとなる。



したがって、ハッ場ダム湖は満水位からはるか下の方にたまった水が植物プランクトンの異常増殖で異様な色を呈する湖になるに違いない。とても観光資源になるような代物ではなく、ダム湖観光は幻想であり、地元の人たちに恩恵をもたらすダムではない。上述のような自然破壊の見返りに得られるのはこのようなダム湖なのである。

(3) 地すべり等の災害誘発の危険性

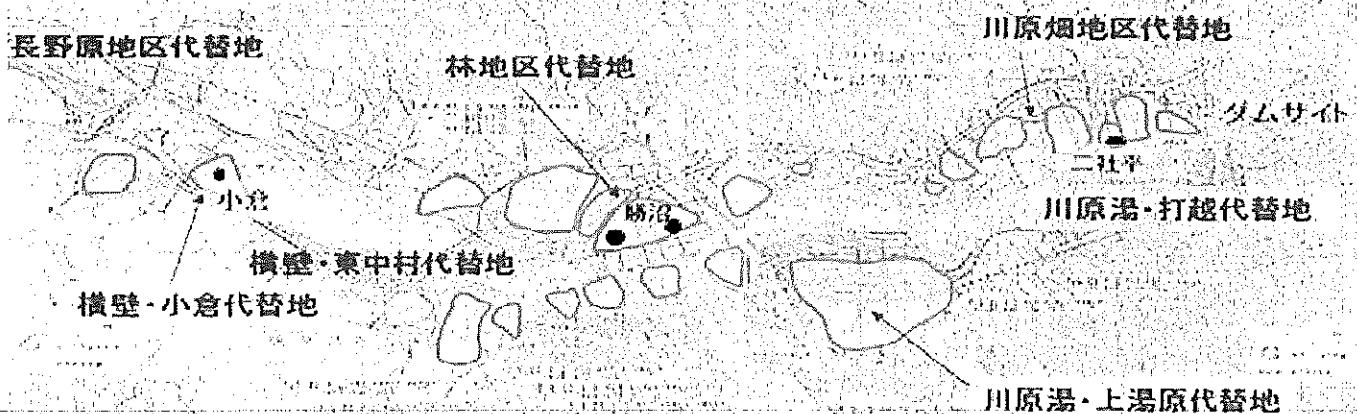
ハッ場ダム予定地は、上流域に活火山である浅間山と草津白根山がある火山地帯であるので、その影響で脆弱な地層が広く分布している。

ダムサイト予定地は熱水変質帯、断層、低角度割れ目が分布していることが判明しており、1972年以前はその場所にダムを造ることは危険であるので、現在の予定地より約600メートル下流にダムを造ることになっていた。ところが、名勝・吾妻溪谷への影響を小さくするため、73年に現予定地に移された。

国交省はその後の地質ボーリングの結果からの推測で、本体工事を進める上で支障はないとしているが、これからの基礎掘削工事により、変質帯、断層、低角度割れ目が推測より大きく広がっていることが明らかになる可能性が十分にある。その場合は本体工事そのものを基本から見直すが必要になる。

そして、ハッ場ダム貯水池予定地の周辺は熱水変質帯、浅間山噴火に由来する応答岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム完成後に貯水して水位を上下させると、地すべりを誘発する危険性が十分にある。国交省の10年以上前の調査でもダム貯水池予定地で地すべりの可能性があるところが22か所に及んでいる(図9)。しかし、ハッ場ダムの地すべり対策費は現在たった6億円しかなく、国交省は安全性を犠牲にしてダム建設にまい進している。

図9 ハッ場ダム貯水池周辺で地すべりの可能性がある箇所 (出典: 国交省の資料)



○ が地すべりの可能性があるところを示す。
(●は現在の基本計画による地すべり対策箇所)

以上

公述申出書の別紙2 起業者への質問

1 ハッ場ダムの「治水目的」に関する質問

(1) 事業認定申請書が示す利根川流域の近年の主な洪水被害においてハッ場ダムがあれば、本当に被害が軽減されるのか。

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(1) 洪水調節」で次のように記されている(19ページ)。

「近年では平成10年9月、同19年9月の洪水によって、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生している(表-4 利根川流域における近年の主な洪水被害状況参照)ことから、河道の整備は勿論のこと、洪水調節施設の整備も行うことにより洪水流量を低減させ、想定される計画高水流量を安全に流下させる必要がある。」

しかし、表-4に記されている昭和57年9月台風第18号、平成10年9月台風第5号、平成19年9月台風第9号はいずれも利根川・江戸川本川からの越水がなく、浸水被害も末端支川の氾濫または内水氾濫によるものであった。これらの洪水の痕跡水位を見ると、利根川・江戸川の堤防天端よりはるかに下であり、仮にハッ場ダムによる洪水調節で多少なり水位低減ができたとしても、浸水被害の軽減には何も寄与しなかったことは明らかである。このように、ハッ場ダムの洪水調節が浸水被害の軽減に全く寄与しない洪水を申請書に書き込み、あたかもハッ場ダムがそれらの洪水の被害軽減に役立つかのような幻想を与えるのは、事実を偽るものであり、事業認定申請の根拠に関わる重要な問題である。

この問題に関して、次の質問に答えられたい。

- ① 昭和57年9月台風第18号、平成10年9月台風第5号、平成19年9月台風第9号において利根川・江戸川本川からの越水はあったのか。
- ② 上記3洪水について治水基準点「八斗島」での最高観測水位とその年月日と時刻、および堤防天端高を示されたい。
- ③ 上記3洪水において仮にハッ場ダムがあった場合、「八斗島」での最高水位がどのように変わるのかを示されたい。
- ④ 利根川では1947年のカスリーン台風のあと、1949年のキティ台風洪水で旧江戸川で越水があった以外は、利根川・江戸川の本川から越水する洪水はなくなっているが、この事実を認めるか。
- ⑤ 利根川では「八斗島」の常時水位観測が開始された1950年以降の洪水で、「八斗島」の観測水位がどこまで上がったことがあるのか、現在までの最高観測水位とその年月日、時刻を示されたい。
- ⑥ 上記の現在までの最高観測水位の洪水において仮にハッ場ダムがあった場合、その最高水位がどのように変わるのかを示されたい。

- ⑦ 「八斗島」の常時水位観測が開始された1950年以降の約60数年間の利根川洪水で、仮にハッ場ダムがあった場合、その洪水調節が利根川の洪水被害の軽減に寄与したことがあったのかどうかを明らかにされたい。

(2) 起業者が示す利根川の堤防漏水事故はハッ場ダムがあれば、本当に防止できるのか。

1月24日の「ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に向けた説明会」において起業者は利根川の洪水時の堤防漏水事故を取り上げて、それらの堤防漏水をなくすためにも、ハッ場ダムの洪水調節が必要だと説明した。堤防漏水として取り上げた事例は次のとおりである。

昭和57年9月台風18号の松戸市での漏水、平成18年7月前線降雨の加須市での漏水、平成19年9月台風9号の明和町での漏水

しかし、利根川堤防の漏水対策としてハッ場ダムの洪水調節は意味を持たない。ハッ場ダムによる水位低減はわずかなものであり、堤防の漏水量を減らす効果はゼロに近い。堤防の構造が脆弱であるから、堤防の漏水が起きるのであって、漏水をなくすためには堤防強化の工事を行う以外に方法はなく、その対策をハッ場ダムに求めるのは筋違いであり、非科学的である。それにもかかわらず、あたかもハッ場ダムで堤防漏水を防止できるかのような幻想を与えるのは、欺瞞である。

この問題に関して、次の質問に答えられたい。

- ① 起業者が例示した上記三つの堤防漏水事故において、近傍の水位観測所におけるその洪水の最高観測水位と堤防天端高を示されたい。
- ② 上記三つの堤防漏水事故において、仮にハッ場ダムがあった場合、近傍の水位観測所の最高水位がどのように変わるのかを示されたい。
- ③ さらに、仮にハッ場ダムがあった場合、上記三つの堤防漏水事故において漏水を防止できるのかどうか、漏水量がどの程度変わるのかを明らかにされたい。
- ④ 堤防の漏水は堤防の構造の脆弱性に起因するものであるが、利根川・江戸川本川では国交省の調査ですべり破壊およびパイピング破壊の可能性がある堤防が約6割に及んでいる。これらの脆弱な堤防の強化対策を実施する具体的な年次計画とそれに要するおよその工事費用を明らかにされたい。
- ⑤ 利根川の喫緊の治水対策は脆弱な堤防の強化対策であるにもかかわらず、関東地方整備局はなぜ治水効果が希薄なハッ場ダムに巨額の河川予算を投じてきているのか、その理由を明らかにされたい。

2 ハッ場ダムの「利水目的」に関する質問

(1) ハッ場ダムの暫定豊水水利権は実際には安定水利権と変わらないのではないか。

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(3) 水道用水及び工業用水の新たな確保」において次のように記されている(21ページ)。

「ハッ場ダムにおける都市用水の開発水量は約 22 m³/S となっており、そのうち約 11 m³/S については、既に、需要に対する当面の備えとして、ハッ場ダムの完成を前提とした暫定豊水水利権として使用されている。(表-5 ハッ場ダムの開発水量と暫定豊水水利権参照)。」

この記述は、ハッ場ダムの開発水量の半分はすでに豊水暫定水利権として使われているから、ハッ場ダムが完成しないと、不安定な水利権のまま放置されるので、その解消のため、ハッ場ダムが必要だと述べているのであるが、実際にはハッ場ダムの暫定豊水水利権は安定水利権と変わらないものが多い。

暫定豊水水利権のほとんどを占める非かんがい期のみの暫定豊水水利権が特にそうである。これは、水道事業者、工業用水道事業者がかんがい用水の転用で得た水利権について、非かんがい期の水利権をハッ場ダムで手当てしようというものであるが、非かんがい期(冬期)はかんがい用水の取水が激減するので、流況に余裕があり、取水の支障をきたすことは基本的になく、ハッ場ダムによる手当は無用のものである。

この問題に関して以下の質問に答えられたい。

- ① 表-5 に示されている暫定豊水水利権を非かんがい期のみの暫定豊水水利権と通年の暫定豊水水利権に分けて示されたい。
- ② 過去 20 年間ににおける利根川渇水のそれぞれにおいて、安定水利権に対して実施された取水制限率と、上記の非かんがい期のハッ場ダム暫定豊水水利権に対して実施された取水制限率を示されたい。なお、取水制限率が期間、水道事業者、工業用水道事業者によって異なる場合は各期間、各事業者ごとに示されたい。
- ③ 過去 20 年間ににおける利根川渇水のそれぞれにおいて、上記の通年のハッ場ダム暫定豊水水利権に対して実施された取水制限率を示されたい。なお、取水制限率が期間、水道事業者、工業用水道事業者によって異なる場合は各期間、各事業者ごとに示されたい。

(2) 利根川流域の水道用水、工業用水が急速に減少し続けている現実をなぜ踏まえないのか。

事業認定申請書は「本件事業の完成により、・・・地域の実情に即した各種用水の水源確保に対して大きく寄与するものであり、その社会的、経済的効果は著しく、公益性は高いものである。」(21 ページ) と述べているが、これは最近 20 年間の水需要の動向を全く踏まえない記述である。

公述申出書の別紙 1 で述べたように、利根川流域 6 都県全体の上水道の一日最大給水量は 1992 年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012 年度までの 20 年間に約 200 万 m³/日も減少した。工業用水も同様で、この 20 年間に約 80 万 m³/日減少した。水道用水の減少は節水型機器の普及等により、一人当たり給水量が急速に減ってきたからであるが、今後は人口も減少傾向になるので、上水道の一日最大給水量の減少傾向が続くことは必至である。

最近 20 年間の上水道の減少量だけみても、ハッ場ダムの開発水量 143 万 m³/日(通年換算の取水量ベースの数字)の約 1.4 倍にもなり、ハッ場ダムによる水源確保の必要性が明らかに失われている。このことについて以下質問する。

- ① 起業者は利根川流域の水道用水、工業用水が急速に減少し続けていく現実をなぜ直視しようとししないのか、その現実を踏まえてハッ場ダムによる水源開発の必要性の有無をなぜ検討しないのか、その理由を明らかにされたい。

3 ハッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的に関する質問

(1) 東京電力㈱の松谷発電所の水利権更新に伴って喪失する目的をなぜ事業認定申請書に書き込むのか。

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(2) 流水の正常な機能の維持」において次のように記されている (20 ページ)。

「本件事業は、ダム下流に位置する名勝吾妻峡の景観を保全するための流量及び動植物の生息又は生育等に必要の流量を確保するために、渇水時においてもダムからの水を放流し、ハッ場ダム下流地点において $2.4 \text{ m}^3/\text{s}$ の流水を安定的に流下させることにより、吾妻川の流水の正常な機能の維持を図るものであり、その公益性は高いものである。」

吾妻川の晴天時の流量が現在少ないのは、松谷発電所が流量のほとんどを取水しているからである。この松谷発電所は 2012 年 3 月末で水利権の更新を迎えた。1988 年に発電用水利権の「ガイドライン」(「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」建設省河川局) ができたことにより、近年は水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられるようになった。松谷発電所も水利権更新に伴って、吾妻川の晴天時の流量が増加する。東電の水利権更新の申請書類を見ると、ハッ場ダム予定地で毎秒 2.4 m^3 を確保することになっており、水利権の更新が完了すれば、ハッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的が喪失することは明らかである。

事業認定申請書がこのように喪失することが明白になっている目的を掲げて、「公益性は高い」と強弁するのは、常軌を逸していると言わざるを得ない。

以下、この問題について質問する。

- ① 東京電力㈱は関東地方整備局に対して松谷発電所の水利権更新許可申請書をいつ提出したのか、また、同局内の審査が現在、どのような状況にあるのか、そして、同局はいつごろ、水利権更新許可を出す予定なのかを明らかにされたい。

- ② 東京電力㈱はこの申請の中で、水利権更新後の吾妻川の流量維持についてどのように説明しているのかを明らかにされたい。

- ③ 当方が関東地方整備局への情報公開請求で得た東電の説明資料「松谷発電所水利権更新申請における河川維持流量の再検討について」(2013 年 4 月 26 日) を読むと、吾妻川取水ダム(長野原取水堰)から毎秒 1.727 m^3 を放流し、ハッ場ダムまでの残流域からの流入量 $0.673 \text{ m}^3/\text{秒}$ を合わせて、ハッ場ダム予定地で毎秒 2.4 m^3 を確保することになっている。この説明資料の内容に誤りはないかを明らかにされたい。

④ したがって、松谷発電所は水利権更新許可がされれば、吾妻川の流量を維持できるように取水量を減らすので、ハッ場ダム予定地で必要とされている 2.4 m³/秒はハッ場ダムなしで確保されるようになる。この事実を認めるのか否かを明らかにされたい。

⑤ 以上のように、松谷発電所の水利権更新許可に伴って喪失する目的「流水の正常な機能の維持」を起業者はなぜ、ハッ場ダムの目的に掲げたのか、その理由を明らかにされたい。

4 ハッ場ダムの「発電目的」に関する質問

(1) ハッ場ダムによって吾妻川の発電量が大幅に減る事実をなぜ示さないのか。

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(4) 発電」において「本件事業に伴い、ダムからの放流水を有効に利用し、再生可能エネルギーの開発等を目的として、群馬県がハッ場ダム堤体直下にハッ場発電所を建設し、最大出力 11,700 kW の発電を行う」と記され、再生可能エネルギーの開発のためにもハッ場ダムが必要であるとしているが、実際にはハッ場ダムの貯水に伴って吾妻川の東京電力(株)の既設発電所の発電量が大幅に減るので、ハッ場ダムはむしろ再生可能エネルギーを大きく減らす要因になる。

ハッ場ダムの貯水に伴う既設発電所の発電減少量について「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」は 3-6 ページで「これまでに国土交通省が独自に行った概略的な試算によれば、発生電力量については、ダム建設前は 5 億 7700 万 kWh (東京電力)、ダム建設後は 6 億 200 万 kWh (東京電力 5 億 6100 万 kWh、群馬県 4100 万 kWh) になるとの結果を得ている。」と述べ、減電量がわずかとしている。この試算の結果は不可解であるので、その妥当性を検証するため、関東地方整備局への情報公開請求によってその計算資料を入手したところ、きわめて恣意的な計算であり、実際には東電電力・既設発電所の発電量の大幅減少が避けられないことが明らかになった。

以下、この問題について質問する。

① 起業者の試算は現実には合わない仮定がいくつか置かれている。その一つはハッ場発電所の放流水を東電の原町発電所まで導水するという仮定である。放流水を原町発電所でも有効利用できるというのであるが、この導水管の設置は計画されていない。

ハッ場発電所の約 2 km 下流に松谷発電所があるが、ハッ場発電所は地下に設置され、その放流口の標高は松谷発電所より低いため、導水するとすれば、松谷発電所の下流にある原町発電所まで導水管を設置しなければならない。その距離は約 9 km あるので、数十億円以上の工事費が必要になると予想されるが、その工事費はハッ場ダムの事業費にもハッ場発電所の事業費にも入っていない。

起業者は、計画もされていない原町発電所までの導水管の設置という仮定をなぜ置いたのか、その理由を明らかにされたい。もし、その導水管が設置される計画があるというならば、だれがいつごろに設置するのか、どの程度の費用がかかるのかを明らかにされたい。

② 起業者の試算の第二の問題は、既設発電所が導水管の工事のため、発電量をゼロかわ

ずかにしている延べ約2年間を含む期間について計算を行い、減電量が小さくなるようにしていることである。

ハッ場ダムの補償工事として発電用導水管の補強工事が行われたため、松谷発電所や原町発電所が休止するかまたは発電量をわずかにしている期間が延べ約2年間に及んでいる。起業者の計算では発電が停止された期間はハッ場ダムがない場合もある場合もある発電ゼロとしており、減電量がゼロになっている。さらに、原町発電所に関しては発電量をわずかにしている期間ではハッ場ダム後はハッ場ダムからの導水で送水量が増えるとして、発電量を大幅に増やし、逆に増電になっている。

起業者はこのように松谷・原町発電所が休止するかまたは発電量をわずかにしている期間を含む期間についてなぜ試算を行ったのか、なぜアンフェアなやり方の試算を行ったのか、その理由を明らかにされたい。

③ 起業者の試算の第三の問題は、ハッ場ダムの放流の状態を見て、フィードバックさせて上流の長野原取水堰から松谷発電所への送水量を変えるきわめて複雑な運用を前提とする計算を行っていることである。

その運用とは、ハッ場ダムから放流している場合、その放流量の8割を次の条件で松谷発電所への送水量に加算するというものである。i「長野原取水堰流量－松谷発電所への送水量」以下、ii「長野原取水堰からの導水管の送水能力」以下、ii「松谷発電所の最大使用水量」－「白砂取水堰の取水量」－「川中発電所からの送水量」以下

このように複雑な運用は机上計算では可能であっても、現実にはできるのか、特に流量が時々刻々変わる場合に実施できるのか、きわめて疑わしい。

起業者がこのように複雑な運用ができると主張するならば、それを実施している実例を詳しく説明されたい。

④ 起業者の試算の問題はその他にもあり、起業者は既設発電所の減電量がわずかになる結論が得られるように恣意的な計算を行ったと考えられる。そして、これは起業者による試算に過ぎず、その真相は、今後、減電補償額に関する東電と国交省の間の補償交渉の結果として明らかにされる。補償交渉の結果、減電量が起業者の試算によるはるかに大きくなった場合、起業者はどのように責任をとるのかを明らかにされたい。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月25日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	加須市副市長 かくだ もりよし 角田 守良 埼玉県加須市下三俣290 担当 杉田（いさみ） 謙												
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 0480- 62 -1111 FAX番号 0480- 62 -1934 電子メールアドレス chisui@city.kazo.lg.jp												
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） ☒ A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ☐ B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法													
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	有 ☐ 無 ☒												
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。） <table border="1" data-bbox="215 1232 1248 1456"> <tr> <td>A. 6月26日（金）13:30～17:15</td> <td>第1希望の日及び時間帯</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>B. 6月26日（金）17:35～20:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C. 6月27日（土）10:15～12:00</td> <td>第2希望の日及び時間帯</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>D. 6月27日（土）12:45～18:00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おさください。		A. 6月26日（金）13:30～17:15	第1希望の日及び時間帯	A	B. 6月26日（金）17:35～20:00			C. 6月27日（土）10:15～12:00	第2希望の日及び時間帯	B	D. 6月27日（土）12:45～18:00		
A. 6月26日（金）13:30～17:15	第1希望の日及び時間帯	A											
B. 6月26日（金）17:35～20:00													
C. 6月27日（土）10:15～12:00	第2希望の日及び時間帯	B											
D. 6月27日（土）12:45～18:00													
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） ☒ 10分間 ☐ 15分間 ☐ 20分間 ☐ 25分間 ☐ 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。													
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨）													
※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国土省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）													

国土交通省
 総務 第192号

27.5.25

(意見の要旨記載欄)

私が居住し、副市長を務める加須市では、昭和22年9月のカスリーン台風により、市内の新川通地先において利根川堤防が決壊し、その濁流より関東地方に計り知れない被害をもたらしました。

また、同時刻には新古河地先で渡良瀬川の堤防も決壊しました。

近年では、平成13年の台風15号の際に、市内の大越地先において、利根川堤防から大規模な漏水が発生したことから、現在も国による強化堤防の工事を実施しております。この工事では、堤防を強化するため、多くの住民に転居をお願いし、堤防の拡幅を行っています。

しかし、治水においては、下流域だけの対策で安全が図れるものではなく、流域全体の計画と流域沿線にお住いの方々の協力が必要だと考えられます。

また利水の面では、加須市は、埼玉県第1位の米の生産量を誇っています。多くの品種の中でも、北川辺産コシヒカリは、ブランド米として世間から高く評価されており、市の主要な産業となっている稲作の水源のほとんどは、利根川に頼っているところです。

もちろん、上水道においても、全配水量の7割以上を利根川からいただいております。

このように、利根川は、遥か昔から私たちの生活に密着し、多大なる恩恵と水害などの大きな影響をもたらしています。

治水と利水は目的の違いから、相反する事も多く、利根川の流量を調整することが重要な課題であると考えられます。

このハッ場ダムの整備は、利根川の主要な支流である吾妻川の洪水調節や利水等を図るものであり、大きな治水効果と利水効果が期待されています。

ハッ場ダムの建設に当たっては、関係地権者の方々の長年にわたってのご苦勞を痛感いたしますとともに、ご協力いただけますことに、心よりお礼申し上げます。下流域に生活する私たちは、上流部の皆様のご協力なくして、安心して生活を送ることができません。

近年の異常気象や台風被害、豪雨による溢水被害などの状況を考えますと、ハッ場ダムの完成は、本市住民にとって喫緊の事業であると考えております。一日も早い完成をお願いいたします。

- ※ 1、2、7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

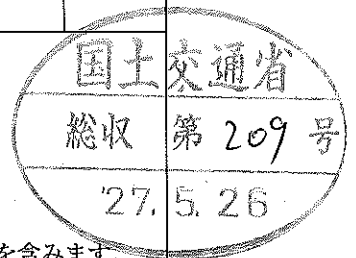
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月26日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。														
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス													
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ○B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法														
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	○有 ・ 無													
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">A. 6月26日（金）13：30～17：15</td> <td style="width: 20%;">第1希望の日及び時間帯</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>B. 6月26日（金）17：35～20：00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C. 6月27日（土）10：15～12：00</td> <td>第2希望の日及び時間帯</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>D. 6月27日（土）12：45～18：00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。			A. 6月26日（金）13：30～17：15	第1希望の日及び時間帯	A	B. 6月26日（金）17：35～20：00			C. 6月27日（土）10：15～12：00	第2希望の日及び時間帯	B	D. 6月27日（土）12：45～18：00		
A. 6月26日（金）13：30～17：15	第1希望の日及び時間帯	A												
B. 6月26日（金）17：35～20：00														
C. 6月27日（土）10：15～12：00	第2希望の日及び時間帯	B												
D. 6月27日（土）12：45～18：00														
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 ○30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるのできる時間を決定しますので、御留意願います。														
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）														



(意見の要旨記載欄)

ハッ場ダム事業は公益性がなく、かえって地滑りなどの災害、とりかえしのつかない自然破壊・歴史文化の破壊を引き起こす愚行なので、事業の続行そのもの、および水没予定地に住む方々の土地の強制収用に反対します。

ハッ場ダムの利水上の必要性がないことは明白であり、関係各都県がハッ場ダムに水源を求める理由はありません。各都県の給水量の実績値(右肩下がり)と水需要予測値(右肩上がり)を記したグラフで、両者の激しい乖離を見れば一目瞭然です。国税を補助金として支出する立場の国は、無駄遣いを招くこのような実態に反した予測はやり直すべきだと、自治体に言う義務があります。節水機器がどんどん普及し、人口は減る、という中で、給水量が増えるわけがありません。最近では異常気象で渇水が起こる、と言い出していますが、すでに十分な余裕水源がある中で、それでもとんでもない日照りが起こったとして、それに備えるのにダムではないでしょう。想定を超える災害までハードでカバーすることは財政的に無理であり、起こらないかもしれない災害のために自然を破壊して巨大な構造物を作ることはばかっています。緊急の水の確保はストックや地域間の融通で可能で、様々な手段を組み合わせる、そのような柔軟性のあるシステムの構築こそ重要です。

ハッ場ダム事業に参画するにあたって、各都県は身近な水源である地下水の利用を削減しようとしています。特に東京都は「地盤沈下や汚染の恐れがある」などとして、地下水を保有水源にカウントしていません。そのことによってハッ場ダムの必要性を作り出しているわけですが、こうした姿勢は、昨年成立した水循環基本法の理念にも反しています。これまでの地下水利用の抑制によって地盤沈下が沈静化し、現在の地下水使用量を維持することに問題がないことは東京都環境局も認めています。2011年の福島原発事故の際には、河川水が広く放射能汚染されたので、代わりに地下水が活用され、地下水の安全性、有用性がクローズアップされました。大地の浄化作用によって河川水よりはるかに美味しく安全になる地下水を適切に管理しつつ活用することこそが、水行政に求められています。地下水切り捨てに走る自治体の理不尽な利水政策は、国として是正させる義務があります。

このようにハッ場ダムの利水上の必要性は、過大な水需要予測、保有水源の過小評価によって作り出されたものに過ぎません。ダムが完成した途端、水需要予測が現状維持、あるいは右肩下がりに変わることが多くの自治体で見られますが、その時には、必要のない水を購入するための高い水道代、ダムの維持管理費の重い負担がのしかかることとなります。将来の世代を苦しめないために、ハッ場ダムの建設を中止し、強制収用などで新たな不幸を生み出さないようにする決断が、今求められています。

また、東京都はハッ場ダムの洪水調節によって治水上の利益を得られるとして、巨額の費用を負担しようとしています。その根拠は皆無に等しいものです。そもそも、昭和25年以降、利根川・江戸川本川からの越水は起こっていません。近年の主な洪水被害はほぼ全て内水氾濫によるものです。事実として検証すれば、ハッ場ダムの治水上の必要性も雲散霧消することは明らかです。

最後に、ハッ場ダムができた場合、強酸性の吾妻川を中和する事業が大きな環境破壊を引き起こすことを危惧します。中和生成物は現在、品木ダム湖をほぼ満杯にし、いくら浚渫しても追いつかない状態であり、その浚渫物はヒ素を含むので埋め立て処分も簡単にはできません。中和生成物をセメント工場に利用する実験が吾妻川上流総合開発事業として平成21～22年度に行われたようですが成功していません。このままでは、結局ハッ場ダムが品木ダムの機能を果たすことになり、堆砂が計画より早く進行すると予測される上に、そこに厄介なヒ素入りの堆積物が加わります。ハッ場ダムはまさに、トイレのないマンションと化します。そもそもハッ場ダムは上流の観光地(草津等)や農場(嬬恋等)からの排水等で富栄養化が心配されているので、そこに中和事業の影響も加わることを考えると、これはダム湖観光に期待する地元への裏切り行為となり、許されるものではありません。

国交省への質問

- 1 ハッ場ダム検証の過程で、関係各都県の現実離れした過大な水需要予測を是正するよう求めなかったのはなぜか? 事業の利水分については厚労省からの補助金がつき、国費

が使われるのであるから、右肩下がりの水使用実績と逆行するように、右肩上がりの予測を出す科学的根拠を問いただす必要があったと考えるが、それをしなかったことに正当性はあると考えているのか？ 税金の無駄遣いになるとは考えなかったのか？

2 関係都県の中で唯一、地下水を保有水源にカウントしなかった東京都に対し、その施策の誤りを指摘しなかったのはなぜか？ 水循環基本法に位置付けられている地下水を、水行政の中で恒常的に利用しない前提で、遠くのダムに水源を求めるいびつな自治体の姿勢は、資源の有効活用、環境保護、財政健全化に反しているのではないか？

3 実際に東京都がどのような治水上の利益を得られるのか、一般論ではなく、具体的な数字で示されたい。

1) 東京都が八ッ場ダムの洪水調節で利益を得るとすれば、江戸川の水位が破堤の危険のある状態で八ッ場ダムによってそれなりに下がることである。それでは、昭和25年以降の最近65年間の利根川洪水で江戸川の水位が上がり、破堤の危険のある状態になったことがあったのかどうか、あれば、江戸川の水位観測所（西関宿、野田、松戸）におけるその時の最高観測水位、堤防天端高、年月日と時刻を明らかにされたい。そして、その時に仮に八ッ場ダムがあった場合に最高水位がどのように変わるのかを示されたい。

2) 昭和25年以降の最近65年間の利根川洪水において江戸川の水位観測所（西関宿、野田、松戸）の観測水位はどこまで上がったことがあるのか、現在までの最高観測水位とその年月日、時刻、その時の堤防天端高を示されたい。さらに、その時に仮に八ッ場ダムがあった場合に最高水位がどのように変わるのかを示されたい。

4 吾妻川上流総合開発事業として平成21～22年度に草津に実験プラントを設置して行われた実験の結果はどうだったのか？ ヒ素混じりの脱水ケーキをセメント原料にする技術はどこまで進展したのか、実用化の可能性はあるのか？ 八ッ場ダム湖からヒ素混じりの中和生成物を浚渫しなければならなくなった場合、その浚渫物はどのように、どこに処分するのか、その浚渫・処分の費用は年間いくらかかることになるのか？

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

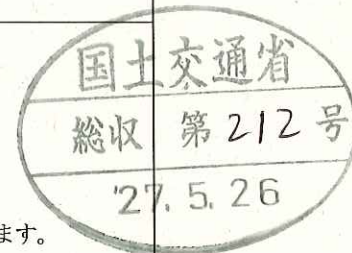
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月26日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。			
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス		
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ○ B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	有 ・ ○無		
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)			
A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		第1希望の日及び時間帯	D
		第2希望の日及び時間帯	C
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 ○30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)			



【意見】

錯誤のダム建設事業と題して

ハッ場ダムは断じて造ってはならない、不要不急の政治ダムである。

63年間の軌跡を見れば、とってつけたような治水利水の大義名分とは裏腹に「造る」ことのみが先行した、ムダな事業であることは如実に浮き彫りになってくる。

極限すれば、自然の洪水調節を果たし雨量の少ない吾妻川にダムを造る必然性はなく、いわば、政管業民との癒着の構造に基づいて現政権党が練に練り上げた、ゼネコンへの仕事供給など一連の旨み補給、その見返りの政党筋への献金など、ご都合主義の相互システムによる、血税を使つての「悪しき錬金術の集大成」に他ならぬ。

ダム建設に適さないあまりに劣悪な諸条件並びに要件によって、4回もの「計画変更」が余儀なくされ、ギネスブックものの長期ダムとなった。が皮肉なことに、その遅延のおかげで、この63年間は重大事故もなくすんできたというわけである。

けれど、建設予定地一帯は24000年前の浅間山噴火による「応桑岩屑なだれ堆積物」に被われた脆い地層である。従つて、試験湛水後、地滑り災害が起きうる可能性は極めて高い。

4600億円以上（この規定建設費の範囲内で間に合うはずはないのだが……）もの国民の血税を浪費し、美辞麗句のうたい文句の災害を防ぐどころか、逆に災害を招く無用な代物を強引に造られることの陳腐さには、国民感情として耐え難いものがある。

何よりも、吾妻溪谷への破壊行為は許し難く、歴史に残る愚行と呼べよう。

「土地収用法」以前に解決すべき問題あり

その最中に起きた「有害スラグ」問題であるが、何一つ本質的に解決されないうちに、昨今、何やら「幕引き」の気配濃厚となりつつある。

然るに、「土地収用法」に関しては不思議な程のスピード感を伴って、今般の公聴会となったのも不可思議でならない。その上、2014年11月18日の旧国道閉鎖以来の強行手段による未移転者たちに対する仕打ちは人権蹂躪ものであった。「公権力の行使」むき出しの威圧的なあの鉄製の仕切りは酷すぎはしなかったか？ 仮に緊急災害発生などの際の、責任所在は大問題になろう。

移転できなかった最大の理由は、国の代替地整備やスラグ撤去の不備や遅延により、適切な代替地がないのに関わらず、国の責任は棚上げにして、「強制収用法」をちちらつかせる手口はいかがなものであろうか？

代替地の安全性の確立、借地権によって借り上げたままの私有地の返還手続き等、収容法の前に基本的になさねばならないことが、多々ある。

それらを一つ一つ解決してからの、「土地収用法」の行使であり、まだ時期尚早であることを再認識されたい。

「聴き置くだけ」の形式はやめて戴きたい。災害時、国はどう責任をとるのか

なお今般の「公聴会の意見聴取」、続く「社会資本整備審議会」など一連の会議では、単に「聴き置く」だけの形式主義は止めて戴きたい。

私達はこの間、ハッ場ダム問題の数々の意見聴取や検討会議の場での、単なる「やりましたよ」的な形式を嫌というほど味わさせられ知悉させられてきて、国への不信感は拭いがたく怒りの沸点に達しようとしています。

今回も恐らくそうであろうことは想像できるが、どうか真摯に市民たちの切実な声をくみとって戴きたいものであります。

数々の稀有な癒しの自然環境を壊した上に、活火山・浅間山直下、しかもより怖い水蒸気爆発の危険性がある白根山直下の脆弱な地に、ハッ場ダムを造ることの危険性について、もう一度原点にもどるべきではないでしょうか？

先々の日、夢にも望んではおりませんが、もしかしたら起こり得るかもしれない重大事故発生の際に、果たして国はどのように責任をとってくれるのでしょうか？

【質問】 ——以下、全て起業者の国に質問させて戴きます

一、「有害スラグ」問題

① 有害スラグを上層路盤に使っていること。

② 施工会社の[]は「産業廃棄物中間処理業」の免許をもっておらず。

①と②は完全な違反行為である。

去る4月末公表の分析結果が「基準値以下」とは次元の異なる「犯罪」です。にもかかわらず、全くの無策なのは不思議でなりません。

二、「地滑り問題」への今後の具体的対策について

① 付替え国道145号線について（※群馬県に移管ズミですが起業者＝国に伺います）

a：川原畑石畑地区の法面劣化の今後について

b： 〃 上の平地区の法面の「地滑りは止まっていない」というのは本当か？

② 新川原湯温泉駅周辺の地すべり問題／有害スラグ問題について

a：跨線橋は早くもズレだしているが、地滑り問題との関連性について

b：民地5カ所の有害スラグは撤去したが、駅周辺はいつ行うのか。

➡それとも、民地での分析結果とやらによって、幕引きか

三、土地収用の対象区域における「手続き保留の申立書」から、川原畑・川原湯の二地区が外された明確な理由について。（「水没するのは五地区同じなのに」不公平との声にて）

※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。

※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。

※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。

※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。

※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月 25日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出の場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。			
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出の場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス		
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） ① 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ② 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	有 ・ ③ 無		
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。）			
A. 6月26日（金）13:30～17:15 B. 6月26日（金）17:35～20:00 C. 6月27日（土）10:15～12:00 D. 6月27日（土）12:45～18:00	第1希望の日及び時間帯	D	
※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第2希望の日及び時間帯	C	
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 ④ 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）			

(意見の要旨記載欄)

- 水没地区住民が生活再建の具体的な将来像を描けないでいる中での、土地収用を含む事業認定は認められない。
- 水没地区住民に移転していない世帯があり、その世帯の移転希望地（代替地）が出来上がっていないにもかかわらず、強制収用が行われるのは認められない。
- 国交省は水没地区住民全員の移転が済むまで八ッ場ダム本体工事をはじめないと、水没地区住民に対して言っていたにもかかわらず本体工事をはじめてしまった。このような状況下での、強行的な事業認定は認められない。
- 水没地区住民の移転予定地である代替地は、地滑りの安全対策もされておらず、あろうことか有害物質を含む鉄鋼スラグが散在している。国交省がこれらの解決の方法・時期を示さないままでの事業認定は認められない。
- 明日水が溜まる状況ならともかく、急いでも湛水までに数年かかる状況は明らかで、今この時点での強制収用は認められない。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

下記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し上げます。

平成27年 5月27日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに實際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。			
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）		（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	
3. 希望される公述の方法 （いずれか希望される方法に○をつけてください） ① 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ② 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 （○をつけてください。）		有 ☒ 無 ☐	
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。）			
① 6月26日（金）13:30～17:15 ② 6月28日（金）17:35～20:00 ③ 6月27日（土）10:15～12:00 ④ 6月27日（土）12:45～18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合がありますことをあらかじめ御承知お願います。		第1希望の日及び時間帯	A
		第2希望の日及び時間帯	C
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 ☒ 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることで要する時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨 （自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標榜の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）			

国土交通省

総収 第193号

27.5.26

(意見の要旨記載欄)

その結果をふまえて取組む事は、地権者も事情が違っており大変な
交渉にある。役所の者も忍耐強さが必要である。具体的には
100人地権者がいると、90人同意してもらって5合目といえるので、残り
10人でもその方向より多少は大変になる。その10人の内、ウチはどの
何人か同意してもらって、残り3人は断念する方がかかります。
ハツ場ダムは関係地権者が100人ほどと聞いております。これらの
交渉にあたり、役所の人はただただ「頭が下がります。地権者の方々
に協力するように」といふ事情をかかえて大変な思いをしておられる。
ゆえに、旧法相境と新法相境の間をどう維持関係が複雑に
なり、相境を維持する受け取りに、その対応は難しいとあります。
特にダムの場合は、その地域の人の利便性より主に下流の人達の福祉
が主たる目的と聞いております。先の実地により利便性の建設は数
十人ほど痛手だと聞いております。堤防の計画を止めたことにより、何年
も経てば基礎は築造してある。その建設は、ハイチワークスであります。
堤防は河口部から増強は行われ、その河口部は家屋
が多く、人々の集中しております。スーパー堤防の計画もあります。建設費に
かかる費用があります。これに比べてダムは下流までその堤防を養
育効果があり、利水についても雨水が格納して、同シーズンに集中する
日本国土の特性上、ダムも有効なものと考えられます。大雨を
上流に貯水し、雨の少ない時期は徐々に流して、水を貯えること。
私の住む埼玉県は、私の役所の法相境4年人口280万人、理石71万人
人があります。埼玉の降水量は、どう節水しても400万人分はあせん
残り、群馬県よりもういふと、群馬県は他にありせん
と、この[]をつくり、埼玉の子供は、水を飲む時は
群馬県の方々に手を合わせ感謝する運動を行っております。
最後にハツ場のため、協力地権者、地元役場の人達、又
交渉にあたり、協力事務所の人達に感謝申し上げたいと存じます。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公証人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5に
ついて記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要
はありません。

(2枚のうち1枚目)

一般河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し上げます。

平成27年 月 日

記

1. ^(ふりがな)氏名及び住所 (法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	[Redacted]													
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) [Redacted] 電話番号 [Redacted] FAX番号 [Redacted] 電子メールアドレス [Redacted]													
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法) ☒ A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ☐ B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法														
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	有 ・ ☒ 無													
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。) <table border="1" data-bbox="239 1164 1197 1366"> <tr> <td>A. 6月26日(金) 13:30~17:15</td> <td>第1希望の日及び時間帯</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>B. 6月26日(金) 17:35~20:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C. 6月27日(土) 10:15~12:00</td> <td>第2希望の日及び時間帯</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>☒ D. 6月27日(土) 12:45~18:00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おください。			A. 6月26日(金) 13:30~17:15	第1希望の日及び時間帯	D	B. 6月26日(金) 17:35~20:00			C. 6月27日(土) 10:15~12:00	第2希望の日及び時間帯	D	☒ D. 6月27日(土) 12:45~18:00		
A. 6月26日(金) 13:30~17:15	第1希望の日及び時間帯	D												
B. 6月26日(金) 17:35~20:00														
C. 6月27日(土) 10:15~12:00	第2希望の日及び時間帯	D												
☒ D. 6月27日(土) 12:45~18:00														
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 ☒ 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。														
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標記の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)														

国土交通省

総収 第191号

27.5.28

(意見の要旨記載欄)

- ① 千尋県におけるハツ場ダム事業の必要性について、利水・治水の観点から意見を述べたい。
- ② 千尋県における、ハツ場ダム事業の財政負担について、公共事業のあり方も含めて意見を述べたい。
- ③ 利根川下流域に位置する千尋県として、利根川上流域のハツ場ダム現地へのさまざまな迷惑をかけたことについての意見を述べたい。
ダムが造られることによって、さらに多大な迷惑をかけること。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 8について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月26日

記					
1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	[Redacted] [Redacted]				
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 [Redacted] FAX番号 [Redacted] 電子メールアドレス [Redacted]				
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法					
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	有				
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。）					
A. 6月26日（金）13:30～17:15 B. 6月26日（金）17:35～20:00 C. 6月27日（土）10:15～12:00 D. 6月27日（土）12:45～18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	<table border="1"> <tr> <td>第1希望の日及び時間帯</td> <td>D(6/27 午後)</td> </tr> <tr> <td>第2希望の日及び時間帯</td> <td>C(6/27 午前)</td> </tr> </table>	第1希望の日及び時間帯	D(6/27 午後)	第2希望の日及び時間帯	C(6/27 午前)
第1希望の日及び時間帯	D(6/27 午後)				
第2希望の日及び時間帯	C(6/27 午前)				
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 20分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。					



7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨）

※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。

なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。

※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）

（意見の要旨記載欄）

八ッ場ダム建設にあたっての土地収用について意見を申し上げます。

私は2010年より現地を年に10回以上訪れ、その自然の魅力にひかれ、生き物の観察記録を4年間以上つけております。また、現在は首都圏の方に現地の自然環境について理解していただくため、無償で散策ツアーを行っております。

2014年から八ッ場ダム建設準備のため立ち入れなくなった場所が多くなり、現在入れる場所よりもそこに数多く生息していた生物の行方を案じております。また、観光客として、散策できるところが少なくなり、歩いて移動することが難しくなったことが残念です。

八ッ場ダムの自然の記録については、2011年群馬県発行「群馬県立自然史博物館 自然史調査報告書第5号」1993年長野原町発行「長野原町の自然 八ッ場ダムダム湖予定地及び関連地域文化財調査報告書」があります。

これら文献を見ますと、「ダム予定地外の場所にも生息しているので、ダムができて大丈夫だ」という趣旨の記述が見られますが、生物が今後命をつなげていくために生息地が多くあることが必要です。

八ッ場にとって、自然は大変な地域の財産であり、観光資源でもあると思います。土地収用について中止、また八ッ場ダムの建設を中止していただくようお願い申し上げます。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(3枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月26日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		団体名称： [REDACTED] 団体所在地： [REDACTED] 公述者氏名： [REDACTED]	
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)		(代表者名) [REDACTED] 電話番号 [REDACTED] FAX番号 [REDACTED] 電子メールアドレス [REDACTED]	
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)		有 ・ 無 (○)	
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。) A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。			
		第1希望の日及び時間帯	D
		第2希望の日及び時間帯	C
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 (○) ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。			



7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨）

※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。

なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。

※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）

（意見の要旨記載欄）

- ① 土地の収用は、公共の利益となる事業において、民法上の手段だけではその事業の目的を達成するのが困難な場合に、私人の財産権を強制的に取得するためのものですが、国土交通省が起業している一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事事業は、公共の利益に反するものです。
- ② ハッ場ダムに関しては、平成17年当時、[REDACTED]・水没関係5地区連合対策委員長の誕生日を祝うため、「丸岩会」という行政関係者と業者が一堂に会してゴルフ大会や宴会を毎年開催していたこともあり、当時の県知事・小寺弘之やハッ場ダム工事事務所所長・安田吾郎も出席して、業者との癒着ぶりを見せつけていました。
- ③ さらに、平成18年には斉藤烈事件が発覚しました。この刑事事件は、国交省関東地方整備局ハッ場ダム工事事務所に勤務していた用地第一課長だった斉藤烈が、同事務所が発注する用地調査業務などをめぐり、便宜を図った見返りに無利子、無担保で、業者から710万円を借りていた収賄事件のことです。
- ④ このように公金を長年にわたり投入しながら、その実態は政官業民の癒着のみならず、貴殿が所管する国交省の職員らにとっても、公金をふんだんに扱える利権の場に化していました。
- ⑤ これまでのこうした不祥事に加えて、さらに平成26年初頭から[REDACTED]由来の有害スラグが大量にハッ場ダムの現場及びその周辺に不法投棄されていた実態が明らかになりました。
- ⑥ しかも、環境基準値を超えるこの有害スラグは、この計画に協力をした地元住民の代替地の造成にも不法投棄されております。この結果、一般住民の居住する敷地内にも不法投棄されている実態が判明しました。これにより、住居の直下にも不法投棄されている可能性が強く指摘されています。
- ⑦ にもかかわらず、国交省は一部の場所だけを調査しただけで、有害スラグを使った盛土材による造成場所については、まったく調査しようとしませんでした。
- ⑧ こうしたルール無視の違法状態を放置したまま、ハッ場ダムの本体工事を着工することは、断じて容認できません。
- ⑨ 行政の信頼を取り戻すには、有害スラグを完全に撤去することが、最優先課題です。
- ⑩ この有害スラグの不法投棄について、排出者の[REDACTED]も、有害スラグを一手に引き受けてスラグ混合砕石という代物を独占的に製造・出荷していた[REDACTED]も、産業廃棄物中間処理業の許可が必要なのに、無許可で大量の産廃をハッ場ダム工事現場等で使い続けてきました。
- ⑪ これらの工事は、全て国交省土木工事標準積算基準書（いわゆる「赤本」）に基づき積算され、リサイクルの観点から「再生砕石」の使用を前提に、工事予定価格として設定されたものです。
- ⑫ ところが、落札した業者は、好んでこの違法な有害スラグ混合砕石を[REDACTED]から仕入れて、あるいは[REDACTED]自身が工事請負業者として使用していました。
- ⑬ にもかかわらず、国土交通省は、無許可で違法な有害スラグ混合砕石を大量に出荷し

- たり直接工事に使っていた[]や、違法な有害スラグ混合碎石を大量に[]から仕入れて使用していた地元の土建業者（[]）を、毎年度、優良工事等事務所長表彰として表彰してきました。
- ⑭ 本来、建設リサイクル法に基づく再生碎石を使用すべきところ、産廃を原料とし[]から運搬費等多額の補填を受けて無許可で製造された有害スラグ混合碎石の原価はタダ同然であり、この違法資材を使用すればするほど、[]を始め、その他の請負業者は巨額の利益を得ることができました。
- ⑮ そうした不当利得の一部は、ハッ場ダム工事請負業者らから、ドリル事件で名を馳せた地元の女性代議士に政治資金として還流されてきました。
- ⑯ もはや、ハッ場ダムの建設工事業は、国交省を始め群馬県、地元自治体などの「官」と、地元代議士を中核とする「政」と、有害スラグを好んで使い国交省から毎年度表彰対象となっている「業」との間の利権の草刈り場としての意義しかありません。
- ⑰ さらに、前述の地元住民の代表としてハッ場ダム利権を享受してきた[]などの一部の「民」も絡んで、「政官業民」として、多額の税金をむさぼっています。
- ⑱ こうした実態を放置したまま、土地収用などという強制力を伴う公権力の発動で、さらに血税を無駄遣いすることは許されません。
- ⑲ 国交省は、行政の信頼よりもハッ場ダムの本体工事を優先してはなりません。このまま、土地収用を強行する場合には、当会は、国交省が、住民の安全や行政の信頼よりも、ハッ場ダム工事を優先すると見なさざるを得ません。このことを指摘し、土地収用が強行された場合、強く抗議します。
- ⑳ 併せて、税金をこれ以上、無駄な事業につぎ込むことも直ちに再考するよう、強く要請します。

【国交省への質問】

- ① ハッ場ダム工事で、路盤材、盛土材、埋土材などで中間処理業の許可を得ずに製造・出荷されてきた有害スラグの所在と量を把握していますか？
- ② これまで、中間処理業の許可を得ずに使用されてきた有害スラグにより、本来、使用されるべき再生碎石の積算基準金額との差額により、血税が何年間にいくら、不当に[]をはじめ、ハッ場ダム工事に関与した請負業者に費消されたのでしょうか。
- ③ なぜ、無許可で有害なスラグの大量使用をしてきた請負業者に対して、国交省は毎年、優良工事等事務所長表彰の対象としてきたのでしょうか。
- ④ ハッ場ダム工事事務所長が、なぜ地元対策委員長の誕生日に、知事や請負業者が集う宴会場に顔を出してハッ場ダムの事業説明をする必要があったのでしょうか。
- ⑤ スラグ問題について、今後の対応策を聞かせてください。
- ⑥ 政官業民の癒着問題について見解を聞かせてください。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいて結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

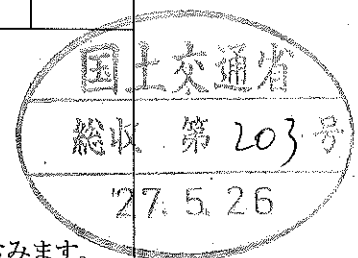
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月26日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県副知事 岩崎 康夫 (担当課) 埼玉県庁企画財政部土地水政策課
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)	(代表者名) 土地水政策課 副課長 稲場 電話番号 048-830-2180 FAX番号 048-830-4725 電子メールアドレス a2180@pref.saitama.lg.jp
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) ① 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法	
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	② 無
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)	
A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第1希望の日及び時間帯 D 第2希望の日及び時間帯 C
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。	
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)	



(意見の要旨記載欄)

ハツ場ダムの恩恵を受ける下流都県の一員として、ハツ場ダムの一日も早い完成への期待を述べさせていただきます。

埼玉県は720万県民の安全安心を確保することは、行政として最も基本的な責務である。

ハツ場ダムは、埼玉県にとって、治水（洪水調節）、利水（水道水の安定供給）の両面で、極めて重要な施設である。

まず、治水面では、埼玉県は昭和22年にカスリーン台風による大雨で利根川の堤防が決壊し、死傷者が1千名を超え、8万戸の家屋が浸水・損壊するという甚大な被害を受けた。

利根川は典型的な天井川で、埼玉県東部の幸手市や春日部市、越谷市や草加市などは、利根川の川底よりも標高が低いところにある。

このような地形のため、洪水によって利根川の堤防が決壊すれば、埼玉県の東部地域は極めて甚大な被害を受けることとなる。

ハツ場ダムにより、利根川水系で唯一洪水調整施設のなかった、吾妻川流域においても洪水調節が可能となり、下流への洪水を抑制することができる。

次に、利水面であるが、現在、埼玉県はハツ場ダム建設に参画することで、毎秒9.92立方メートルの水道水を将来的に確保することができる。

現在は、暫定水利権として毎秒7.453立方メートルを取水しており、県営水道全体の水利権量の約3割、160万人分の給水を賄っている。

利根川水系では、数年おきに渇水が発生しており、平成になってからでも8回、取水制限が実施されている。

暫定水利権は、渇水時には、安定水利権を持つ利水者よりも厳しい取水制限を受けることになるが、ハツ場ダムが完成すれば、暫定水利権が安定水利権となり、埼玉県民に確実に水道水を提供できる体制がほぼ確保できることになる。

ハツ場ダムは利根川水系の利水安全度を向上させ、埼玉県の水道水を安定供給するためになくてはならない施設である。

なお、これまで埼玉県をはじめ下流都県では、上流域の皆様の大きな犠牲の上に安全安心が築かれていることを認識し、御協力に対して心から感謝申し上げてきた。

埼玉県では、県内の小学生がハツ場ダム建設地を訪問し、地元の方との交流事業などを通して、皆様に感謝をお伝えしてきた。

また、利根川・荒川水源地域対策基金を通じて、ハツ場ダムの建設により著しい影響を受ける方の生活の安定や福祉の向上に対する支援、ハツ場周辺地域の振興などに協力させていただいている。

埼玉県民をはじめ下流都県住民の生命・財産を守るとともに、社会経済活動に欠かすことのできない大切な水を安定確保するためには、ハツ場ダムは必要不可欠であり、一日も早い完成を強く期待している。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることはできません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

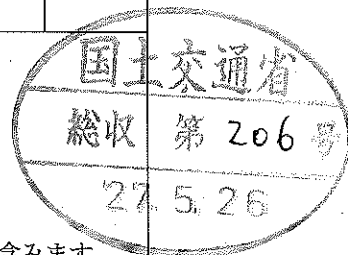
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月26日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあっては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。	 										
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）	（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス										
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ☒ B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法											
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）	☒ 有 ・ 無										
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="201 1223 847 1256">A. 6月26日（金）13:30～17:15</td> <td data-bbox="975 1223 1230 1290" rowspan="2">第1希望の日及び時間帯</td> <td data-bbox="1270 1267 1294 1290" rowspan="2">D</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1256 847 1290">B. 6月26日（金）17:35～20:00</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1290 847 1323">C. 6月27日（土）10:15～12:00</td> <td data-bbox="975 1335 1230 1402" rowspan="2">第2希望の日及び時間帯</td> <td data-bbox="1270 1379 1294 1402" rowspan="2">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1323 847 1368">D. 6月27日（土）12:45～18:00</td> </tr> </table> ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。				A. 6月26日（金）13:30～17:15	第1希望の日及び時間帯	D	B. 6月26日（金）17:35～20:00	C. 6月27日（土）10:15～12:00	第2希望の日及び時間帯	A	D. 6月27日（土）12:45～18:00
A. 6月26日（金）13:30～17:15	第1希望の日及び時間帯	D									
B. 6月26日（金）17:35～20:00											
C. 6月27日（土）10:15～12:00	第2希望の日及び時間帯	A									
D. 6月27日（土）12:45～18:00											
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 ☒ 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。											
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）											



(意見の要旨記載欄)

別紙のとおり

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

【意見の要旨】

- 事業認定申請書の3頁には、カスリーン台風による「1都5県での死傷者は3,520人」である等と書かれ、ハッ場ダムを建設すれば、カスリーン台風が再来しても被害を防げるといふ印象を与えようとしているが、問題のすり替えがある。カスリーン台風による被害をまとめた中央防災会議の資料*には、「この洪水による死者は1,100人であるが、特に上流域の群馬県、栃木県が多い。その中でも 群馬県の桐生市、栃木県の足利市を流れる渡良瀬川流域では709人の犠牲者となった。」(9頁)、赤城山西麓での土石流等により死者・行方不明者が137人、赤城山南麓で山津波が発生し、群馬県大胡町72人が犠牲、と書かれている。カスリーン台風洪水による死者1,100人のうち918人(約83%)は、赤城山周辺での土石流や山津波によるもの及び渡良瀬川の氾濫によるものであり、ハッ場ダムを建設しても救えない犠牲者であった。カスリーン台風洪水の再来に備えるというのがハッ場ダム事業の理由として強調されているが、ハッ場ダムでは赤城山周辺での土石流や山津波や渡良瀬川の氾濫を防げないのであるから、上記理由には、問題のすり替えがある。
- 事業認定申請書3頁に、「近年では平成10年9月、さらには同19年9月の洪水によって、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生している。このような水害に対処するためには、河道の整備は勿論のこと、洪水調節施設の整備も行うことにより洪水流量を低減させ、想定される計画高水流量を安全に流下させる必要がある。」と書かれているが誤りである。事業認定申請書20頁に「表-4 利根川流域における近年の主な洪水被害状況」が掲載され、上記2洪水に1982年9月洪水を加えた3洪水を近年の主な洪水被害として挙げているが、これら3洪水は、東京都で大きな浸水被害をもたらした洪水である。しかし、東京都のホームページによると、「堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害」はほとんどなく、浸水被害のほとんどは内水氾濫被害であることが分かる。支流の溢水氾濫も一部あるが、ハッ場ダムで支流の氾濫を防止できないことはもちろんである。起業者代理人は、ハッ場ダムで上記洪水被害を防止できると言うが、内水氾濫被害はダムで防止できないことは明らかであるから、事業認定申請書の上記記述は誤りである。ハッ場ダムで対処すべき洪水被害として内水氾濫被害しか挙げられないことこそが、ハッ場ダムが治水不要であることの証拠である。なお、ハッ場ダムの洪水調節効果により利根川・江戸川の水位を下げておくことが内水氾濫対策として有効だという反論が考えられるが、ハッ場ダムの洪水調節効果は、カスリーン台風が再来した場合にはゼロであることは政府答弁でも認めているところであり、最も洪水調節効果が得られる降雨パターンを想定した場合にも、その水位低減効果は八斗島地点で13cmにすぎず、下流に行くほど水位低減効果は減衰し、江戸川では数センチメートルしか水位は低減しないと考えられるので、投資額に見合った効果が得られるわけではないことから、ハッ場ダム事業には公益性が認められない。
- 渇水が社会に大きな影響を与えているように書かれているが、事実と反する。事業認定申請書4頁に、「近年においても、(中略)渇水が発生しており、市民生活はもとより、経済活

動にも大きな影響を与えている。」と書かれているが、事実に基づかない記述である。渇水が起きたといっても6都県に断水が発生しているわけではない。国が作成した文書には、「（2013年には）愛知県豊橋市、蒲郡市等では減圧給水によりプールの利用停止や公営施設の入浴停止等の影響があり、農業用水では番水及び反復利用の強化による用水不足への対応がとられた。」（「水災害分野における気候変動適応策のあり方について（中間とりまとめ）」5頁）というものがあるが、八ッ場ダムに利水参画する1都4県での影響が記載されておらず、事実の存否が不明である。少雨の年には多少の不便を強いられるのは当然であり、ダムが環境と財政に与えるダメージを考慮すれば、平年と同じように取水制限なく水を利用しようとするべきではない。なお、渇水による稲作農業への被害については、国庫補助の入った農業共済で補償されること（保険というソフトで対応できる）、コメの消費量（1人1年当たりの精米供給量）が1960年代と比較して半減していること、150万トン程度の備蓄米があること、想定したくないことだが、今後アメリカからコメの輸入量を増やされるおそれがある、などから、ダムで財政と環境を破壊してまで、ムキになってコメを作る必要はない。そもそも八ッ場ダムは農業用水を供給するための施設ではないので、同ダムで農業用水の改善を期待することはできない。

- 事業認定申請書4頁には、吾妻川の景観美を守るために八ッ場ダムが必要だと書かれているが、事実に反する。ダムを建設すれば、河川流量は減少し、水質が悪化することは常識である。ダムによって景観が守られた例など存在しない。存在しないことは証明不可能なので、景観が守られた事例が存在することを起業者が証明すべきである。なお、導水ダムではダム下流の流況が改善するかもしれないが、導水される河川の流況はその分悪化するのであるから、導水ダムの事例を挙げるのは不当である。仮に八ッ場ダムによって下流の景観が改善されることを認めるとしても、ダム湖には上流から多量の栄養塩が流れ込み、アオコが発生し、悪臭を放ちながら醜態をさらすことになるのは必至であるから、下流の景観美は相殺される。
- 事業認定申請書5頁及び12頁に、八ッ場ダムにより吾妻川の流水の正常な機能の維持を図ると書かれているが、その必要はなく、誤りである。八ッ場ダムの目的の一つ「流水の正常な機能の維持」とは、吾妻川の八ッ場ダム下流地点における流量を毎秒 2.4 m^3 以上に維持するものであるが、この流量維持は東京電力㈱の松谷発電所の水利権更新に伴って不要となるので、この目的そのものが喪失する。1988年に発電用水利権の「ガイドライン」（「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」建設省河川局）ができたことにより、近年は水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられるようになった。東京電力の計画では、吾妻川取水ダム（長野原取水堰）から毎秒 1.727 m^3 を放流し、八ッ場ダムまでの残流域からの流入量 $0.673 \text{ m}^3/\text{秒}$ を合わせて、八ッ場ダム予定地で毎秒 2.4 m^3 を確保することになっている。したがって、東京電力松谷発電所の水利権更新に伴って現在の吾妻川の減水状態は解消されるようになるので、八ッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的は喪失する。

- 事業認定申請書5頁には、ハッ場ダムにより発電を行うと書かれているが、かえって従来の発電量を減らすことになり、その目的は虚構である。ハッ場ダムの発電目的は、群馬県がハッ場発電所をダムに併設して、利水や治水のために放流する水を利用して従属発電を行うもので、年間の計画発電量は4,100万kwhである。しかし、吾妻川では東電の松谷等の水力発電所で発電が行われており、ハッ場ダムが完成して吾妻川の水を貯留するようになると、水力発電所への送水量が大幅に減り、発電量が減少する。その影響は松谷発電所だけでなく、その下流にある原町・箱島・金井・渋川・佐久発電所にも及ぶ。1998～2007年の10年間の吾妻川の実績流量を使って発電減少量を現状に合わせて計算すると、年間で17,700～20,500万kwhにもなり、ハッ場発電所の計画発電量の4～5倍になる。そして、この減電に対して高額な補償も必要になる。このように、ハッ場ダムは電力を新たに生み出すものではない。ハッ場ダムは逆に吾妻川で得られている発電量を大幅に減らすものであり、発電という目的も虚構である。
- 「河川整備基本方針では、計画する確率規模を1/200とし」は、誤りである。治水計画規模（及び基本高水流量）は、観測史上最大流量である。
- 事業認定申請書8頁には、利根川の基本高水流量は22,000m³/秒であると書かれているが、虚構の数値である。利根川の基本高水流量の算出方法について、利根川水系河川整備基本方針は、利根川水系工事实施基本計画の考え方を踏襲しており（基本高水等に関する資料23頁）、その考え方とは、「計画規模として、利根川本川については1/200確率流量と観測史上最大流量のいずれか大きい値を採る」（基本高水等に関する資料9頁）というものである。そして、1/200確率流量21,200m³/秒よりも観測史上最大流量22,000m³/秒の方が大きいので後者を基本高水流量としたというものである。しかし、推定実績流量は17,000m³/秒が公式見解である（基本高水等に関する資料8頁）。ハッ場ダム住民訴訟において、その差5,000m³/秒についての国土交通省の説明は二転三転したが、最終的には八斗島地点の上流でそれだけの氾濫があったためということになったが、実際にどこで5,000m³/秒もの氾濫があったかについては、国土交通省が現地にも行かずに適当な氾濫区域図を作成したが、日本学術会議は資料としての価値を認めず、河道内遊水機能を示唆したものの、結局、定量的に説明できなかったし、東京高裁も理論上の観測史上最大流量と推定実績流量の差に関する説明はなかったという事実認定をした。「検証」とは、「実際に物事に当たって調べ、仮説などを証明すること。」（大辞泉）であるが、基本高水流量22,000m³/秒の正しさについては、国土交通省も日本学術会議も検証を行っておらず、基本高水流量22,000m³/秒は机上の空論である。2010年11月5日の記者会見において、馬淵澄夫国土交通大臣（当時）は、基本高水流量22,000m³/秒を定めるに当たって「観測史上最大流量」を計算した時の詳細な資料が存在せず、「結果から見れば、「22,000トンありき」の検討を行った」ことを認めたのであるから、22,000m³/秒に科学的根拠がないことは明らかである。また、22,000m³/秒にお墨付きを与えた日本学術会議の主張は、利根川で終戦直後のハゲ山状態から、森林で被覆されるに

至っても洪水流量に変化は出ていないとする非常識なものであった。委員は、「保水力が全然変わっていないかと思うのかと追及されますと、私どもはお答えすることができません。」（2011年9月28日、公開説明会「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」議事録31頁、谷委員）と発言している。また、委員が「中規模洪水で計算したときの（パラメータ） k 、 p を使うと、少し洪水流量を過大に評価するという傾向が見えます。」（上記議事録16頁、立川委員）とか「既存のデータを用いて構築した流出モデルやパラメータの値が、異なる規模の洪水、特にこれまで経験していないような洪水の信頼性をあわせて予測するということは、これは極めて重要な課題です。しかし、冒頭に委員長からもございましたように、データはありません。これは非常に大事な課題ですが、国際的にも未解決の問題です。」（同）と発言している。日本学術会議が出した河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価（回答）にも「既往最大洪水流量の推定値、およびそれに近い値となる200年超過確率洪水流量の推定値と、実際に流れたとされる流量の推定値に大きな差があることを改めて確認したことを受けて、これらの推定値を現実の河川計画、管理の上でどのように用いるか、慎重な検討を要請する。」という意見が付されている。以上により、日本学術会議も基本高水流量22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ にお墨付きを与えたものの、科学的な根拠がないことを認めているのであるから、基本高水流量22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ を根拠とする河川計画に位置づけられたハツ場ダム事業を進めることは誤りである。

- ダムへの配分流量5,500 $\text{m}^3/\text{秒}$ を達成できる見込みは永遠になく、河川整備基本方針は机上の空論である。重大な瑕疵を有する河川整備基本方針を根拠とするハツ場ダムに公益性は認められない。
- 目標流量を17,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ とし、3,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ をダムでカットとする河川整備計画には瑕疵がある。目標流量を17,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ は大きすぎるし、3,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ をダムでカットすることはできない。
- 事業認定申請書4頁には、ハツ場ダム事業は、水資源開発促進法を根拠とする「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に位置づけられているから、推進することが正当であるかのように書かれている。しかし、水資源開発促進法は、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保する」（第1条）ことを目的とするが、「都市人口の増加」が見込めないことは、国の人口推計からも明らかである以上、「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」が存在しないことも明らかであり、「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保する」ことが不要であることも明らかである。水資源開発促進法の立法事実が消失しているのであるから、同法を適用する余地はない。また、同法に基づき水源開発を行ったものの、10年以上経過しても使われないケースが多く見られることから、「広域的な用水対策を緊急に実施する必要」（同法第3条第1項）がないことも明らかである。確実に人口減少時代を迎え水余りの時代に入った日本にとって、「水資源の総合的な開発」（同法第1条）を「緊急に実施する必要」がないことは明らかである。要するにいかなる観点から検討しても、存在意義を失った水資源開発促進法を適用して水資源開発基本計画を策定することは許されない。したがって、ハツ場ダム事業が水資源開発基本計画に位置づけられていることは、同事業を正当化する根拠にならない。
- 利根川水系水資源開発基本計画は過大な水需要予測を前提としており、計画目標を達成しようとすることは公益に反する。
- 事業認定申請書12頁以下には、利水の必要性が書かれているが、1都4県が新規に水源を確保する必要はない。利根川流域6都県の上水道の1日最大給水量は、ピーク時から16%も減少しており、今後の人口減少と節水型機器の普及により、減少傾向は今後も続くので、5都県がハツ場ダムで水源を確保する必要はない。東京都は、明らかに過大な水需

要予測を行うことによって水不足を演出し、ハッ場ダムに参画する理由としている。ハッ場ダムに参画する4県も過大な架空予測を行っている。

- 事業認定申請書13頁には、2/20 渇水対応の考え方が示されている。この考え方は、2008年のフルプランに示された考え方で、水源確保を検討する場合には、水源開発施設の計画年ではなく、近年の20年に2番目の渇水年における供給可能量を基にするというもので、一見もつともな考え方に見えるが、供給が需要を追い越してもダムを造り続けるための理論と言える。その理由は、当該供給可能量の計算の仕方で架空の水需要を創出できること、ハッ場ダム訴訟の原告らが減少率を求めた計算根拠資料の情報公開請求を行っても国土交通省はその開示をかたくなに拒否していることによる。利根川水系においては、基準地点を大きな支流の直上流に機械的に設定し、当該支流からの流入量を度外視することによりダムで確保すべき流量を過大に計算したり、上流での還元流量をほぼ無視することにより河川流量を過小評価したりするなどのテクニックが使われている（梶原健嗣著「戦後河川行政とダム開発」2014年、p94～、p137～に詳しい。）。国土交通省の計算では利根川において、冬期は実際にはかんがい用水の激減で確保すべき流量が格段に小さくなるにもかかわらず、冬期も実際の流量よりかなり大きい確保流量を設定して、それを確保するために上流ダム群から大量の放流を行って、貯水量を急減させている。その結果として、ダムから開発水量どおりの水供給を行ったら、ダム貯水量が1～2か月間も底をついて、開発水量どおりの水供給ができなくなり、供給可能量を開発水量より小さくせざるを得なくなっているのである。つまり、国土交通省は、冬期に不必要に大きい確保流量を設定することによって供給可能量を小さくしているのである。詳細は不明だが、利根運河を利用して鬼怒川の水を江戸川で利用することが可能であるが、国土交通省は、おそらくはそのような方法は意図的に度外視して供給可能量を小さくするような計算しているものと思われる。
- 事業認定申請書4頁には、近年の渇水として1994年渇水が挙げられているが、利根川流域6都県の上水道の1日最大給水量を見ると、2012年度の値は1994年度の値より15%も小さいのであるから、1994年渇水が再来しても、それによって需要者が受ける影響は当時よりずっと小さいはずである。
- 暫定豊水水利権の問題は、名前は暫定だが、安定的な取水実績を持つものがほとんどであり、暫定のままでも支障はない。どうしても安定に変えたいのであれば、既得水利権の行使の実態も詳しく調査せずに水源開発施設を建設しなければ新規水利権を認めないというルールの下に執行されてきた不当な水利権行政を改めればすむことである。栃木県小山市では、渡良瀬遊水池に安定水利権を持っているが、実際の取水地点は上流の思川であり、取水地点が水源開発施設よりも上流にあっても、特に支障は生じていない。このことの意味は、水源開発施設がなくても、河川からの新規取水は可能であるということである。即ち、水源開発施設を建設しなければ新規水利権を認めないというルールは、机上の計算にすぎないのであり、そのルールを見直すことによりハッ場ダムのような無駄なダムの建設を防ぐべきである。
- 事業認定申請書4頁には、ハッ場ダム事業は、特定多目的ダム法を根拠としているから、推進することが正当であるかのように書かれている。しかし、特定多目的ダム法は、「国土総合開発法」（1950年制定）に起源を持つ河川総合開発を円滑に進めるために制定された法律である。「国土総合開発法」が開発中心主義からの転換を図るため、2005年に「国土形成計画法」に名称を変更して法律や計画から「開発」の文字を消したことから明らかなように、河川総合開発及びこれを整合的に実施するための特定多目的ダム法も時代錯誤である。現在は、国が音頭をとって、特定多目的ダムを建設して河川総合開発を行う時代でないことは、あまりにも明白である。特定多目的ダム法もまた立法事実が既に消失しているのであり、同法はハッ場ダム事業を正当化する根拠にならない。
- 基本計画の第4回変更手続は、事業費の増額が必至であるにもかかわらず隠されており、瑕疵がある。事業認定申請書22頁には、特定多目的ダム法第4条に基づく「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の変更が行われてきたことが書かれているが、その手続には瑕疵がある。2013年11月には第4回変更がなされた。しかし、その変更内容には、事業費が入っていない。変更内容は、工期と洪水調節方式の見直しである。6都県の議会には、事業費の増額はなしのものとしてハッ場ダム事業の第4回変更計画議案の説明がなされている。ハッ場ダム事業に係る予算執行状況は、約3,824億円（2012年度末までの執行見込額）である（事業評価監視委員会資料、2013年度第9回）。8割以上が執

行済みである。残る予算は、約776億円。今後500～600億円の増額が見込まれる。国がどんなに上手にやりくりをしても、残り予算約776億円で事業が完成するはずがない。6都県の議会は、事業費が増額になり、負担が増えるなら、変更計画に賛成しなかったはずである。国は、事業費の増額については棚上げして、変更計画案を策定し、都県側は、事業費の増額はないものと受け取って変更に同意した。要するに、都県側は、錯誤に基づいて変更計画案に同意したのであるから、当該同意には瑕疵があり、第4回変更計画は、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により、議会の意見をきいて知事が意見を述べたことにならない。「ハツ場ダムの建設に関する基本計画」に正当性は認められず、法的正当性のない事業に公益性も認められない。

- 洪水調節効果の定義を変えるのはご都合主義である。
- ハツ場ダムが環境に与える影響は軽微ではない。事業認定申請書23頁以降には、オオタカ、クマタカ及びハヤブサについて、「本事業実施区域とその周辺での営巣が確認され、主な生息環境の一部が直接改変により消失又は縮小するが、周辺には同様の環境が広く残存するため、ダム供用後は本種の生息は維持されるという予測結果を得ている。」と書かれている。しかし、このような認識は誤りである。まず、ヒトの目には「同様の環境」に見えても、生物にとって「同様の環境」かは、容易に判断できるものではない。また、ダムで消失又は縮小する区域の周辺にオオタカ等の生息に適した環境が広く存在するのであれば、その環境には、ダムで消失又は縮小する区域に生息していたオオタカ等とは別の個体がある環境を縄張りとして生息していたはずである。そうだとすれば、そこに縄張り争いが起きることになり、勝った個体しか生き延びることはできない。したがって、ダムで消失又は縮小する区域に生息していた生物は、周辺に似た環境があれば、そこで生息できる、だから個体は減らないという考え方は誤りである。ハツ場ダムを建設すれば、希少種の個体は確実に減るのであり、減らないかのように言う事業認定申請書の記述には欺まがある。ダムを建設すれば生物多様性を阻害することは確実である。
- 利根川は栃木県を貫流しておらず、県境に接してもいないので、ハツ場ダムの栃木県への洪水調節効果は全くない。栃木県に関して公益性がないことは明白である。
- ハツ場ダムの費用対効果分析は虚構である。
- 治水上の「バランスの確保の観点」から吾妻川にダムを建設することには合理性がない。また、急峻な谷地形は天然の穴開きダムであり、わざわざ人工のダムを建設する必要性がない。したがって、起業地等を当該事業に用いることは、土地の合理的な利用に寄与しない。
- ハツ場ダムを利水に利用するにはヒ素の除去が必要であり、コストを上げるので利水ダムとして適切ではない。
- ダムは持続可能な手段ではない。
- 日本学術会議が利根川の基本高水流量を評価したとされるが、同会議には第三者性がない。

【国交省への質問】

- ① 2013年11月の基本計画第4回変更によってダム地点の計画高水流量が3,900m³/秒から3,000m³/秒に変更された。その理由は何か。
- ② ダム地点の計画高水流量が減少したことによって、基本高水流量も減少することにならないのか。ならないとすれば、その理由は何か。
- ③ ハツ場ダムによる水位低減効果は、八斗島地点及び江戸川では何センチメートルか。
- ④ ハツ場ダムは、八斗島地点より上流に建設する最後のダムとなるのか。最後でないとしたら、ほかにどのようなダムが計画されているのか。
- ⑤ 河川整備基本方針でダムに配分された5,500m³/秒という計画目標は達成される見込みがあるのか。あるとすればその理由は何か。
- ⑥ 貯留関数法や総合確率法で求めたカスリーン台風時の最大流量22,000m³/秒程度（八斗島地点）と当時の推計実績流量17,000m³/秒（同地点）との5,000m³/秒程度の差はなぜ生じるのか。
- ⑦ 新たな洪水調節方法による場合、ハツ場ダムに3,900m³/秒の流量が流入した場合、洪水調節は可能か。可能だとすれば、調節量はどのくらいか。
- ⑧ ハツ場ダム事業は、4,600億円で完成すると断言できるか。
- ⑨ 水資源開発促進法第1条にいう「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要

とする地域」は、利根川水系流域においてはどこにあるのか。

- ⑩ ハツ場ダムに関連する都市で、2020年以降も人口の増加が見込まれる都市はどこか。
- ⑪ ハツ場ダムに関連する都市で、2020年以降も産業の開発又は発展が見込まれる都市はどこか。
- ⑫ 利根川の氾濫水が栃木県にまで到達したことが歴史上あるのか。
- ⑬ 今後、利根川の氾濫水が栃木県にまで到達する見込みはあるのか。あるとすれば、いかなる発生確率の洪水があった場合か。
- ⑭ 利根川の氾濫水が栃木県内の地域を約24km² 浸水させることが、栃木県が国に受益者負担金を支払う根拠となっているが、ハツ場ダムの洪水調節効果によって当該浸水面積は何km²にまで減少することになるのか。また、浸水深はどう変わるのか。
- ⑮ ハツ場ダムによって栃木県が受ける「著し」（河川法63条1項）い利益とはどのような利益か。
- ⑯ ダムによって環境が改善された事例はあるか。あるとすればどこのダムか。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月25日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)(任意にFAX及びEメールの両方を記載可)	(代表者名) 電話番号 FAX番号	
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法		
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)	(有) ・ 無	
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)		
A. 6月26日(金) 13:30~17:15 B. 6月26日(金) 17:35~20:00 C. 6月27日(土) 10:15~12:00 D. 6月27日(土) 12:45~18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。	第1希望の日及び時間帯	
	第2希望の日及び時間帯	D
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。		
7. 意見の要旨(自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨)		
※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標記の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)		

15-05-25:02:23PM

第198号

27.5.26

国交省御中 ハッ場ダムに関する公述の申出書です。(意見の要旨と国交省への質問です) ダムの必要量を私はかつて[]に込んだことがあります。ハッ場ダムは私にとって今や第一のふるさとが壊される思いです。退職後、ハッ場ダムについて学習し、ビデオを見たり、新聞を読んだり、地学や河川の専門学者の講話をきいたり、東京での学習会に出たり、現地見学や説明会や秩父の同様な地滑りがあるダムを見学したり、バス&バイクで利根川の堤防を歩いて洪水を起こした場所の見学もしました。国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所八斗島出張所付近の流量観測所近くで直接聞いた話です。もしカスリン台風級の大雨が降った場合流量がどれくらい上昇するのかと質問したところ10数センチとのことでした。洪水が起こるまで利根川の堤防は数メートル(5~6メートルあったと思います)の余裕がありました。重ねて質問しました。では洪水を起こさないためにはハッ場ダム級のダムは何基くらい必要かの答えは10基くらいと答えてくれました。私は群馬県にそれほどのダムを造る場所はないと思います。

カスリン台風で洪水を発生させた所はその下流の東部日光線の橋脚に流木やごみが引っ掛かり堤防を溢水して関東各地に水害を齎したとのことでした。戦後山に植林し、堤防の改修もあったでしょう。台風後私が群馬に来てから50年近くありますが一度もそのような被害は出てないと思います。予定しているダムの設置箇所の地形と風向きからして降雨量は少ないと言われております。東京では地下水を枯渇している状況だそうす。人口減と工場の海外進出等で水需要が減り、上野駅は地下水の上昇でホームが浮き上がるのを抑えるためにアンカーボルトで抑えているという新聞記事をよんだことがあります。重要な遺跡も埋没します。下流は水不足で下久保ダムの下流の悲惨な状態を想起させます。つまりハッ場ダムは無用なダムです。洪水の想定より原因が違うからです。私は次の世代が背負う負担をよく考えてもらいたいのです。すでに日本の借金1000兆円余を超えております。誰がどのように返済するのでしょうか。負の遺産はこれ以上増やさないでください。建造を直ちに止め浮いた費用は教育や福祉に充当してください。また居住住民の為に必要な措置はしっかり保証してください。

また「国交省は奇想天外な前提を提出しています。「ハッ場ダムでは発電ができるからとか、(だが現在のダムより発電電力は減るそうです)浅間や草津白根山の爆発の際火砕流や泥流はダムで止めるとか」(そうすればダムの水が溢れて直下の東吾妻町(原町)や中之条町・渋川市・前橋市等広範囲に影響を及ぼでしょう。)これが日本の実態です。仮想ではありません。庶民には解らぬところで我々の税金を消費されているのです。今地球は活動期であり日本でも地震や火山の噴火が活発化しています。自然の動物や樹木・生物にも影響を及ぼすと思います。造られるダムの実態を見てほしいのです。造られるダムは地質や地層が脆く危ないのです。ダムが壊れて災害が起こってからでは遅いのです。私の知人は今でもダムに沈む自宅から他へは住みたくないと言っており、追われる身をかんでください。政府・国交省などは強制退去させずに円満に対策を立ててください。

ダムそのものが危険なのです。2月8日の東京新聞の記事の見出しだけ紹介しておきます。「ダム想定超える砂全国の4分の1」「ハッ場は本体着工 大丈夫」「近隣ダム85%埋まった」「国の堆砂見込み疑問」「上流に火山があり土砂が流入しやすい」。同日の朝日新聞では移転代替地などの工事現場で、環境を超える有害物質が検出された問題が判明した。同日の毎日新聞の記事では「ハッ場本体起工式・生活再建に期待と不安」「ぐんま創生 点検・15年度予算」同日の上毛新聞には「道路下の変質原因安全性に問題なし・ハッ場バイパス段差や亀裂」について県は道路下の変質が原因とした。つまり鉄鋼スラグの敷設とは関係ないということですか。原因より鉄鋼スラグに含まれる毒物の強い六価クロムやヒ素の問題です。また「道路下の～」はあの土地の地質の悪さは当然想定して危険だと判断するのが常識でしょう。地滑り対策について従来の3か所に加え新たに8か所対策が必要になる可能性がある。同新聞社の読者の声として「風光明媚なハッ場残して幻のダム計画に怒り」15歳のY君は沼田ダムのことについて沼田市民や群馬県の反対により計画は中止されたというのがこの話を聞いたとき、怒りを覚えたそうです。国内最大級だが沼田市街地の一部が、水没地域に含まれていた。

ハッ場ダムは今こそ中止すべきです。私が数か月前長野原町の旧国道を車で通ったところ、ダムに直接関係してない街中を見たらほとんどの商店はシャッターを閉めておりました。おそらくダム所在地にいた住民の減少で商売ができなくなったのでしょう。バイパスもでき旧道沿いでは人も極端に減ってしまったのでしょう。ハッ場ダムは該当地区だけでなくこのように長野原町を寂れさせております。これからでも遅くはありません。即刻本体工事を中止してください。無理で無駄なダムは必要ありません。住民たちの生活はきちんと住めるよう対策は立ててください。

質問 1 今からでも遅くはありません。直ちに工事を中止してください。その理由は以下の通りです。

質問 2 私が見た埼玉県秩父のダムや私が歩いた利根川の堤防を歩いて見たことがありますか。

質問 3 ダムより堤防を強化したほうが安く対応できると思いますがどう考えますか。

質問 4 中止後は住民の意見を汲み取り適切な対応を取ってください。

理由 私はかつて[]に住んだことがあります。ハッ場ダムは私にとって今や第一のふるさとが壊される思いです。退職後、数年前からハッ場ダムについて県内・県外で学習をし、ビデオを見たり、新聞を読み、現地見学や説明会や秩父の同様な地滑りがあるダムを見学したり、バス&ハイクで利根川の堤防を歩いて洪水を起こした場所の見学もしました。国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所八斗島出張所付近の流量観測所近くで直接聞いた話です。(同地点から栗橋近くまでバス&ハイクです)もしカスリン台風級の大雨が降った場合流量がどれくらい上昇するのかと質問したところ10数センチとのことでした。洪水が起きるまで利根川の堤防は数メートルの余裕がありました。重ねて質問しました。ではハッ場ダム級のダムは何基ぐらい必要かの答えは10基ぐらいと答えてくれました。私は群馬県にそれほどのダムを造る場所はないと思います。ダム一つ造っても殆ど影響がないと思います。

カスリン台風で洪水を発生させた所はその下流の東部日光線の橋脚に流木やごみが引っ掛かり関東各地に水害を齎したとのことでした。その後あちこちの山に植林し、堤防の改修もあったでしょう。私が群馬に来てから50年近くなりますが一度もそのような被害は出てないと思います。予定しているダム本体の設置場所の地形や風向きから降雨量は少ないと言われております。東京では地下水を捨てている状況だそうです。人口減や工場の海外移転などで水需要が減り地下水の上昇で上野駅ホームは浮き揚がるのを抑えるためにアンカーボルトで抑えているという新聞記事を読んだことがあります。

当初の洪水対策のダムを造る理由がなくなったのです。

重要な遺跡も埋没します。下流は水不足で下久保ダムの下流の状態や草木ダムを想起させます。

私は次の世代が背負う負担をよく考えてもらいたいのです。すでに日本の借金は一兆円を超えております。誰がどのように返済するのでしょうか。負の遺産はこれ以上増やさないでください。建造を直ちに止め浮いた費用は教育や福祉に充当してください。また居住住民の為に必要な措置はしっかり保証してください。

また「国交省は奇想天外な前提を提出しています。「ハッ場ダムでは発電ができるからとか、浅間や・草津白根山の爆発の際泥流はダムで止めるとか」(そうすればダムの水が溢れて直下の東吾妻町(原町)や中之条町・渋川市・前橋市等広範囲に影響を及ぼでしょう。)これが日本の実態です。(仮想ではありません。庶民には解らぬところで我々の税金を無駄に消費されているのです。)

自然の動物や樹木・生物にも影響を及ぼすでしょう。造られるダムの実態を見てほしいのです。

ダムが壊れて災害が起こってからでは遅いのです。ダム本体の設置場所やその周辺の地質や地層が悪いのです。ダムそのものが危険なのです。ダム周辺の国道やダム周辺では地滑りが発生しております。

2月8日のいくつかの新聞の見出しだけ紹介しておきます。

同日の朝日新聞では移転代替地などの工事現場で、環境を超える有害物質が検出された問題が判明した。

同日の「上毛新聞」には「道路下の変質原因安全性に問題なし・八ッ場バイパス段差や亀裂」について県は道路下の変質が原因とした。

私が数か月前長野原町の旧国道を車で通ったところ、ダムに直接関係してない街中を見たらほとんどの商店はシャッターを閉めておりました。おそらくダム所在地にいた住民の減少で商売ができなくなったのでしょう。バイパスもでき旧道沿いでは人も極端に減ってしまったのでしょう。八ッ場ダムは該当地区だけでなくこのように長野原町を寂れさせております。私が住んでいた街とは雲泥の差です。これからでも遅くはありません。即刻本体工事を中止してください。無理で無駄なダムは必要ありません。

2015年5月27日公述の希望
 日 6月27日 第一希望 午後1時～4時位をお願いします。
 夕暮れ時間は信号や道路が見にくいのです。
 第二希望は 午前11時ごろお願いします。

柴野 将輝

差出人: 石川 雄基
送信日時: 2015年5月28日木曜日 15:14
宛先: 黒田 良一; 高森 真人; 柴野 将輝
件名: FW:【警告:フリーメールからの発信です。】ハッ場ダムに関する公述の申出書の提出

フラグの内容: ご協力お願いします
フラグ: フラグあり

転送いたします。石川

From: [REDACTED]
Sent: Thursday, May 28, 2015 3:13 PM
To: expr-eco
Subject: 【警告:フリーメールからの発信です。】ハッ場ダムに関する公述の申出書の提出

群馬県の[REDACTED]です。度々お世話になっております。親切なご指摘ありがとうございました。今朝FAXを送りましたが改めて今度はメールでお届けします。10分前頃送ったメールは不具合があったかもしれませんが再度おくります。

国交省御中 しばの様(電話でお聞きした際私がよく聞き取れませんでしたのでかなで失礼します。ハッ場ダムに関する公述の申出書です。

質問 1 今からでも遅くはありません。直ちに工事を中止してください。その理由は以下の通りです。これらの危険性や対応策について

します。無駄無理効果がないように思えますが国交省の考えを質問します。

質問 2 私が見た埼玉県秩父のダムや私が歩いた利根川の堤防を歩いて見たことがありますか。

質問 3 ダムより堤防を強化したほうが安く対応できると思いますがどう考えますか。

質問 4 住民の意見を汲み取り強制収容などしないでどのような対応をするのですか。お伺いします。

理由 私はかつて[REDACTED]住んだことがあります。ハッ場ダムは私にとって今や第一のふるさとが壊される思いです。退職後、数年前からハッ場ダムについて県内・県外で学習をし、ビデオを見たり、新聞を読み、現地見学や説明会や秩父の同様な地滑りがあるダムを見学したり、バス&ハイクで利根川の堤防を歩いて洪水を起こした場所の見学もしました。国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所八斗島出張所付近の流量観測所近くで直接聞いた話です。(同地点から栗橋近くまでバス&ハイクです) もしカスリン台風級の大雨が降った場合流量がどれくらい上昇するのかと質問したところ10数センチとのことでした。洪水が発生するまで利根川の堤防は数メートルの余裕がありました。重ねて質問しました。ではハッ場ダム級のダムは何基ぐらい必要かの答えは10基ぐらいと答えてくれました。私は群馬県にそれほどのダムを造る場所はないと思います。ハッ場ダム一つ造っても殆ど影響がないと思います。

カスリン台風で洪水が発生させた所はその下流の東部日光線の橋脚に流木やごみが引っ掛かり関東各地に水害を齎したとのことでした。その後あちこちの山に植林し、堤防の改修もあったでしょう。私が群馬に来てから50年近くなりますが一度もそのような被害は出てないと思います。予定しているダム本体の設置場所の地形や台風の風向きから降雨量は少ないと言われておりま

す。東京では地下水を捨てている状況だそうです。人口減や工場の海外移転などで水需要が減り地下水の上昇で上野駅ホームは浮き揚がるのを抑えるためにアンカーボルトで抑えているという新聞記事を読んだことがあります。当初の洪水対策のダムを造る理由がなくなったのです。重要な遺

跡も埋没します。下流は水不足で下久保ダムの下流の状態や草木ダムを想起させます。

私は次の世代が背負う負担をよく考えてもらいたいのです。すでに日本の借金は1000兆円余を超えております。誰がどのように返済するのでしょうか。負の遺産はこれ以上増やさないでください。建造を直ちに止め浮いた費用は教育や福祉に充当してください。国債の返済に充ててください。また居住住民の為に必要な措置はしっかり保証してください。

また「国交省は奇想天外な前提を提出しています。「ハッ場ダムでは発電ができるからとか、浅間や・草津白根山の爆発の際泥流はダムで止めるとか」(そうすればダムの水が溢れて直下の東吾妻町(原町)や中之条町・渋川市・前橋市等広範囲に影響を及ぼでしょう。仮想ではありません。庶民には解らぬところで我々の税金を無駄に消費されているのです。)

自然の動物や樹木・生物にも影響を及ぼすでしょう。造られるダムの実態を見てほしいのです。ダムが壊れて災害が起こってからでは遅いのです。福島県原発が前例です。ダム本体の設置場所やその周辺の地質や地層が悪いのです。ダムそのものが危険なのです。ダム周辺の国道やダム周辺では地滑りが発生しております。

今でもダムに沈む自宅から他へは住みたくないと言う方がおります。追われる身を考えてください。私は政府・国交省などは強制退去させずに円満に解決する対策を立てることを望んでおります。

2月8日のいくつかの新聞の見出しだけ紹介しておきます。

東京新聞は「ダム想定超える砂 全国の4分の1」ハッ場は本体着工 大丈夫」「近隣ダム85%埋まった」「国の堆砂見込み疑問」「上流に火山があり土砂が流入しやすい」。

同日の朝日新聞では移転代替地などの工事現場で、環境を超える有害物質が検出された問題が判明した。

同日の毎日新聞の記事では「ハッ場本体起工式・生活再建に期待と不安」「ぐんま創生 点検・15年度予算」

同日の「上毛新聞」には「道路下の変質原因安全性に問題なし・ハッ場バイパス段差や亀裂」について県は道路下の変質が原因とした。

つまり鉄鋼スラグの敷設とは関係ないということですか。鉄鋼スラグには有毒なヒ素や六価クロームが含まれております。これが膨張し構築物を変形させるとのことです。(道路下の変質原因は土地の地質が悪く当然想定して危険だと判断するのが常識でしょう。)地滑り対策について従来の3か所に加え新たに8か所対策が必要になる可能性がある。

同新聞社の読者の声として「風光明媚なハッ場残して幻のダム計画に怒り」15歳のY君は沼田ダムのことについて沼田市民や群馬県の反対により計画は中止されたというのがこの話を聞いたとき、怒りを覚えたそうす。国内最大級だが沼田市街地の一部が、水没地域に含まれていた。私が数か月前長野原町の旧国道を車で通ったところ、ダムに直接関係してない街中を見たら殆どの商店はシャッターを閉めておりました。おそらくダム所在地にいた住民の減少などで商売ができなくなったのでしょう。バイパスもでき旧道沿いでは人も極端に減ってしまったのでしょう。ハッ場ダムは該当地区だけでなくこのように長野原町を寂れさせております。私が住んでいた街とは雲泥の差です。これからでも遅くはありません。即刻本体工事を中止してください。無理で無駄なダムは必要ありません。

住民たちの生活はきちんと住めるよう対策は立ててください。
は今こそ中止すべきです。

ハッ場ダム

TEL

メールアドレス

2015年5月28日

公述の希望日は 6月27日 第一希望 午後1時～4時位をお願いします。夕暮れ時間は信号や道路が見にくいのです。

第二希望は 午前11時ごろをお願いします。

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

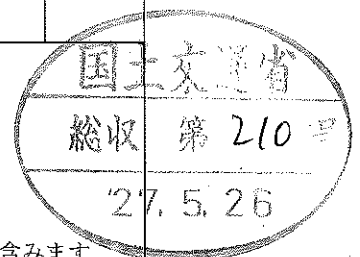
国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年5月19日

記

1. 氏名及び住所 (法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名) ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。			
2. 電話番号又は電子メールアドレス (複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載) (FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。)		(代表者名) 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	
3. 希望される公述の方法 (いずれか希望される方法に○をつけてください) A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ○B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無 (○をつけてください。)		有 ・ ○無	
5. 公述を希望される日及び時間帯 (第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。)			
A. 6月26日(金) 13:30~17:15		第1希望の日及び時間帯	
B. 6月26日(金) 17:35~20:00		D	
C. 6月27日(土) 10:15~12:00		第2希望の日及び時間帯	
D. 6月27日(土) 12:45~18:00		A	
※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。			
6. 公述に要する時間 (希望される時間に○をつけてください) 10分間 15分間 20分間 25分間 ○30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べるができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨 (自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨) ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標題の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。(起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。)			



◆ 意見の要旨

§ 事業認定の制度の問題

土地収用の申請者と、その申請者に土地収用の法的根拠を与える事業認定者が、同一の機関、つまり、国交省の機関であることは、極めて不備で弊害のある制度である。

§ 事業計画の不当性

ハッ場ダム事業による公益性は、憲法29条1項で保障されている、財産権の侵害を正当化するほどの重要性を持っていない。この事業の問題点は以下の通りである。

(1) 治水：治水に対する根拠は昭和22年9月のカスリーン台風であるが、現在カスリーン台風が、同じように襲ったとしても、ハッ場ダムはほとんど役に立たないことを国交省自身も認めている。また、治水の根拠となる「基本高水」は、以後の実績からみても「突出して高い値」であり、恣意的な設定としか思えない。治水の観点からもハッ場ダムは必要がない。

(2) 利水：近年、利根川流域において、多量の水を消費する工場の移転、節水機器の普及と節水意識の拡がり、水道管の漏水対策の進展で、水道給水量は横ばいから下降に転じている。東京都はこの実測データを無視して、これからも水道給水量が増えるという、恣意的な予測を立てることによって、ハッ場ダム事業を正当化している。これは明らかに不当で、これからは流域人口も減少傾向なので、水余りの状況は今後も変わらないと考えるのが妥当である。つまり、ハッ場ダムの必要性はきわめて低い。

(3) 地盤：ダム本体の建設予定地は、過去に国会答弁においても指摘された通り、地盤強度が問題である場所である。ダムサイトに限らず、ハッ場ダムの代替地を含む周辺の土地は、そもそも地盤が極めて脆弱な場所であることは、地質の専門家からも指摘されている。そのような場所に、敢えて巨大な水を溜めるダムを建設することは、常軌を逸した計画と言わざるを得ない。

(4) 環境破壊：ダムの建設はそれ自体必ず環境破壊を伴う。風光明媚な吾妻溪谷も、ダムが稼働すると、自然な水の流れを断たれて無残な姿になることもほぼ間違いない。これらの環境破壊をしても、尚、ハッ場ダム建設が必要であるという、緊急性と公益性がない。

(5) 文化遺跡の破壊：ハッ場ダム建設予定地は、縄文時代・草創期から江戸時代・天明期にいたる遺跡の宝庫である。ダム事業はこれらの貴重な文化遺産を不可逆的に破壊し、日本国民全体の大きな損失を伴う。ハッ場ダム建設による公益性は、この損失を上回るものではない。

◆ 国交省への質問の要旨

[1] 戸倉ダムと倉渕ダムの中止とハッ場ダム推進の整合性について：

●国土交通省は2003年12月25日、水資源機構が群馬県片品村で建設中の「戸倉ダム」の事業中止を決めた。中止の主な理由は「水需要の減少」、「自然環境への配慮」等々であるが、これはハッ場ダムとほとんど同じ状況である。しかも、戸倉ダムの場合は、水没人家なし、地域住民はこぞって完成を願っていたという実績がある。さらに、建設費用がハッ場ダムと比較して格段に少ない計画だった。なぜ多くの問題を抱えているハッ場ダムは建設推進、格段に条件のよい戸倉ダムは中止になったか、両者を比較して納得のいく説明をお願いします。

●平成15(2003年)年12月3日(群馬)県議会本会議における小林義康議員(自由民主党)の一般質問に対して当時の小寺知事は以下の答弁をした。「倉渕ダム建設事業については、一略一 財政面から考えますと本体工事に着手することにより今後数年間で2百数十億に及ぶ大きな投資を必要とすることになります。現在の県の厳しい財政状況を考慮すれば、これはなかなか難しい事があります。また事業の緊急度や県民の事業に対する理解度という点において、カスリーン台風以来大きな被害が出てないことや、ここ数年、水道需要が伸びていないこともあって、治水・利水の両面において、さらに慎重な対応が必要な状況にあると考えております。これらを総合的に勘案いたしますと、現時点におきましては、倉渕ダムについては、来年度より当分の間、本体工事等残工事への着手を見合わせることにし、一以下略一」その後、倉渕ダムは凍結され、中止の措置が取られることになっている。この答弁から、倉渕ダムのとりまく状況はハッ場ダムとほとんど同じであることが分かる。それどころか、ハッ場ダムはこれ以上の問題も抱えている。それにもかかわらず、ハッ場ダムのみが建設推進になる理由につて、納得のいく説明をお願いします。

[2] 地盤の強度に問題があると国会で答弁した、まさにその場所に、ダムサイトを建設することにした、国交省の見解を明らかにして下さい。

[3] 基本高水の決定は、カスリーン台風襲来時の状況を根拠にしていることが説明されている。一方で、カスリーン台風と同様の台風が襲来しても、ハッ場ダムが「治水」にほとんど効果がないことも認めている。これは誰が考えても矛盾している。「治水」にほとんど効果のないと認識しているハッ場ダムを、がむしらの建設する必然性を説明して下さい。ダムの実質的な寿命を考えると、200年に一度の災害に対処しなければいけないというのは、馬鹿げているし、建設に対する方便としか思えない。これに対する納得のいく説明をお願いします。

- ※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。
- ※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5について記載がない場合は、希望がないものとみなします。
- ※ 6について記載がない場合は、30分間の希望があったものとみなします。
- ※ 記入欄が不足する場合には、適宜、別紙を付けていただいても結構です。
- ※ 当該申出書の記載事項を漏れなく記載していただければ、形式は上記様式による必要はありません。

国土交通省総合政策局総務課.
土地収用管理室 御中.

ハッ場ダム・公聴会・申出書です.

よろしくお願ひ申し上げます.

Fax

TEL.

mailでも送信しております.

(2枚のうち1枚目)

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会における公述の申出書

国土交通大臣 殿

標記の公聴会において、公述を希望しますので、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

平成27年 5月 22日

記

1. 氏名及び住所 （法人・団体にあつては、その名称及び所在地並びに実際に公述する者の氏名） ※複数の者が共同して申し出る場合には、公述人は3名以内とし、当該公述人全員の氏名及び住所を記載願います。		 	
2. 電話番号又は電子メールアドレス （複数の者が共同して申し出る場合には、代表者の氏名及び連絡先を記載） （FAXをお持ちの方はFAX番号も記載願います。）		（代表者名） 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	
3. 希望される公述の方法（いずれか希望される方法に○をつけてください） ☒ A. 専ら御自分の意見を述べていただく方法 ☐ B. 御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法			
4. パソコン及びプロジェクターの使用の有無（○をつけてください。）		☒ 有 ☐ 無	
5. 公述を希望される日及び時間帯 （第1希望及び第2希望の日及び時間帯の記号を右下の欄にご記入下さい。）			
A. 6月28日（金）13:30～17:15 B. 6月26日（金）17:35～20:00 C. 6月27日（土）10:15～12:00 D. 6月27日（土）12:45～18:00 ※ 公述を希望される日及び時間帯については、御希望どおりにならない場合があります。あらかじめ御承知おきください。		第1希望の日及び時間帯 C	第2希望の日及び時間帯 D
6. 公述に要する時間 （希望される時間に○をつけてください） 10分間 15分間 20分間 25分間 ☒ 30分間 ※ この時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。 ※ 希望した時間に基づいて、意見を述べることができる時間を決定しますので、御留意願います。			
7. 意見の要旨（自らの意見の陳述に併せて起業者に対し質問をすることを希望する場合は、併せて質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨） ※1 意見・質問につきましては、「本件事業の公益性」や「本件事業の環境問題」といった項目のみの記載ではなく、その趣旨及び内容が明らかとなるよう可能な限り詳細に記載願います。 なお、公聴会における意見の陳述及び質問は、標記の事業の範囲並びに当該申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならないことに留意し記載願います。 ※2 質問の相手方となる起業者の名称については、「国交省」と記載願います。（起業者である国土交通省以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。）			

国土交通省

総収 第197号

27.5.26

(意見の要旨記載欄)

ダム建設工事を1日も早く完成させ利根川流域の治水安全性を高めて頂きたいとの思いで、意見を述べさせていただきます。

[REDACTED] 両親は昭和22年当時、決壊現場のすぐそばにいて堤防の破壊される音聞き、たくさん家や大木が流されるのを目の当たりにしました。それから約3カ月間避難してきた方々と、小さなバラックのような我が家に同居生活をしたそうです。約2,000人にもものぼる多くの方々が犠牲になり、地域の復興には長い間取り組まなければならなくなりました。河川の洪水は一度発生すると大変なエリアがその被災地となり、人の命も失われ財産も根こそぎ消失してしまう事を目の当たりにして来たと聞いています。

カスリーン台風を契機にこのような水害の被害を出来るだけ無くすことを目的に作成された流域治水と言う考え方は、上流域の降雨についてはダム群で、中流域については遊水池群で、下流域においては放水路や河川の改修によって、流域全体の治水安全性に取り組む役割分担となっています。最下流域にあつてはこれまで江戸川や利根川の遊水池の設置、放水路の建設、河川堤防の引き堤などを実施してきています。今、ハッ場ダムが完成出来ないといこれら遊水池や河川が、受け持つ洪水流量が増大し、根本的に流域治水全体を考え直さなければなら無くなります。

[REDACTED] は、かつて江戸川の引き堤の際に部落の真ん中に河道が建設されたため、部落は埼玉県三郷市と千葉県松戸市に二分されてしまいました。その時、部落の方々はこれで洪水がなくなれば子や孫の世代に安心してコメづくりができると話し合い、部落が二つに分かれる事を承諾したそうです。治水事業とは現在の私たちの為ではなく、まさに次の世代に対する「今を生きている私たちの責務」だと思います。洪水はこれまでも度々繰り返されてきました。しかし私たち下流に住む者にとって洪水は、豊かな恵みを約束してくれるものでもありました。しかしこの関東地方に人口が集中し多くの経済活動が継続している地域の安全は、流域全体で取り組まなければならない課題だと思います。上流の方々が下流に住む私たちのために、その生活を変えなければならない事は大変申し訳ないことだと思います。またこれまで取り組まれてきたダム事業や河川改修事業の恩恵により水道用水や灌漑用水が確保されていることは、上流の皆さんに本当にありがたいことだと感謝申し上げます。

昭和22年のカスリーン台風の多くの犠牲者の命の犠牲を無駄にしないためにも、地域全体の治水事業の完成を望みます。この事業は本当に次の世代のために行う事業だと思います。私たちの命は一時です。私たちの命の存在の意義はこの地球に人という種をつなぐこと、そして次の世代が安心して暮らせる地域を作り、それを手渡すことだと考えます。そうでなければ人類の進歩はありません。私は鬼籍に入らんとする時、我が親と一緒に持っていけない「土地など」については、全ては地域のものであり世代を超えて、不動のものであと考えます。地球全体で見れば、私たちが本当に小さい場所を「日本」として、世界の人々と分け合い、そして世代を超えて使い続ける、そういうものだと思います。これらの物を所有と言う形で使うことが出来るルールを作ったのは、今を住む人々が争う事を防ぐための知恵です。土地の所有はほんの一時、我が命が存する間のみそこを地球からお借りして使用することを、安定して行い合うための知恵です。

この度土地収用という形に至ったことは、大変残念なことではありますが、地域を超え世代を超え、安全に人々が暮らせるようにするためには、やもう得ないことだと考えます。この土地で暮らしてきた方々にとっての土地に対するお気持ちを考える時、それは大いに共感出来ることでもあります。大変申し訳ない気持ちと合わせ感謝申し上げます。ですから手続きにあたっては十分な補償と配慮をお願いするものでもあります。

最後になりますが、関東地方は古くから上流域と下流域の交流と助け合いが盛んな地域でありました。秩父の三峯神社には、江戸の町まちの方々の感謝の石碑がたくさん建っています。いまここで、重ねて収用に関係する皆様方には本当に感謝しつつ、申し訳ないことと思いますが、手続きについては速やかに進めて頂き、一日も早いダムの完成と、流域の治水の安全が確保されることを望みます。

※ 1, 2, 7の記載事項に不備がある場合は公述人となることができません。

※ 3について記載がない場合は、専ら御自分の意見を述べられるものとみなし、4又は5に